

A S I S T シンポジウム

マイナンバーカードの機能の
スマホ搭載に向けた取り組みと
国民向けサービスに関する取り組み

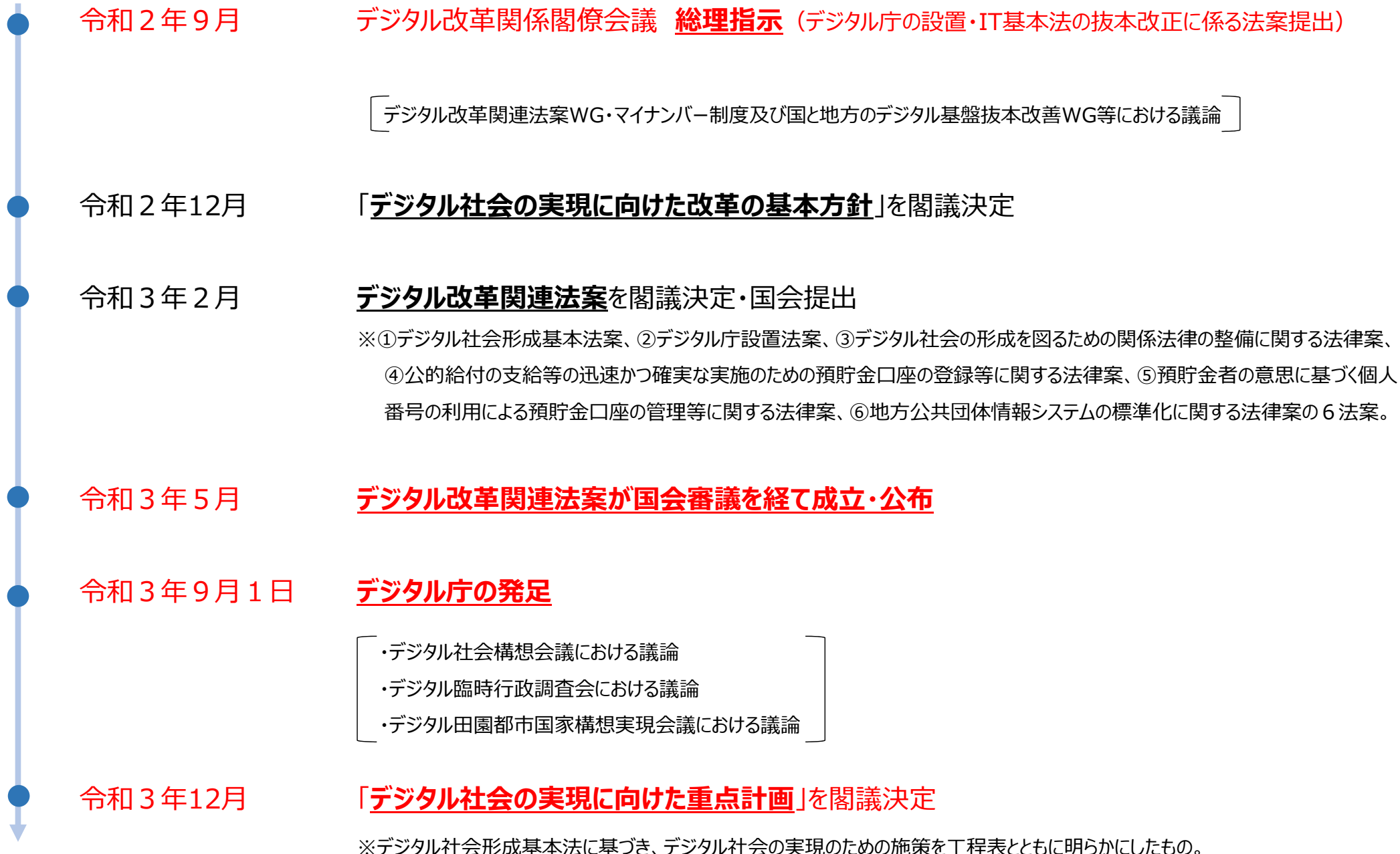
2022年 4 月
デジタル庁

参事官 上俣屋 尚



1 はじめに

デジタル改革のこれまでの経緯



デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナナンバーの利用の範囲の拡大（マイナナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載**（**公的個人認証法改正**）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナナンバーの情報連携**促進、**マイナナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

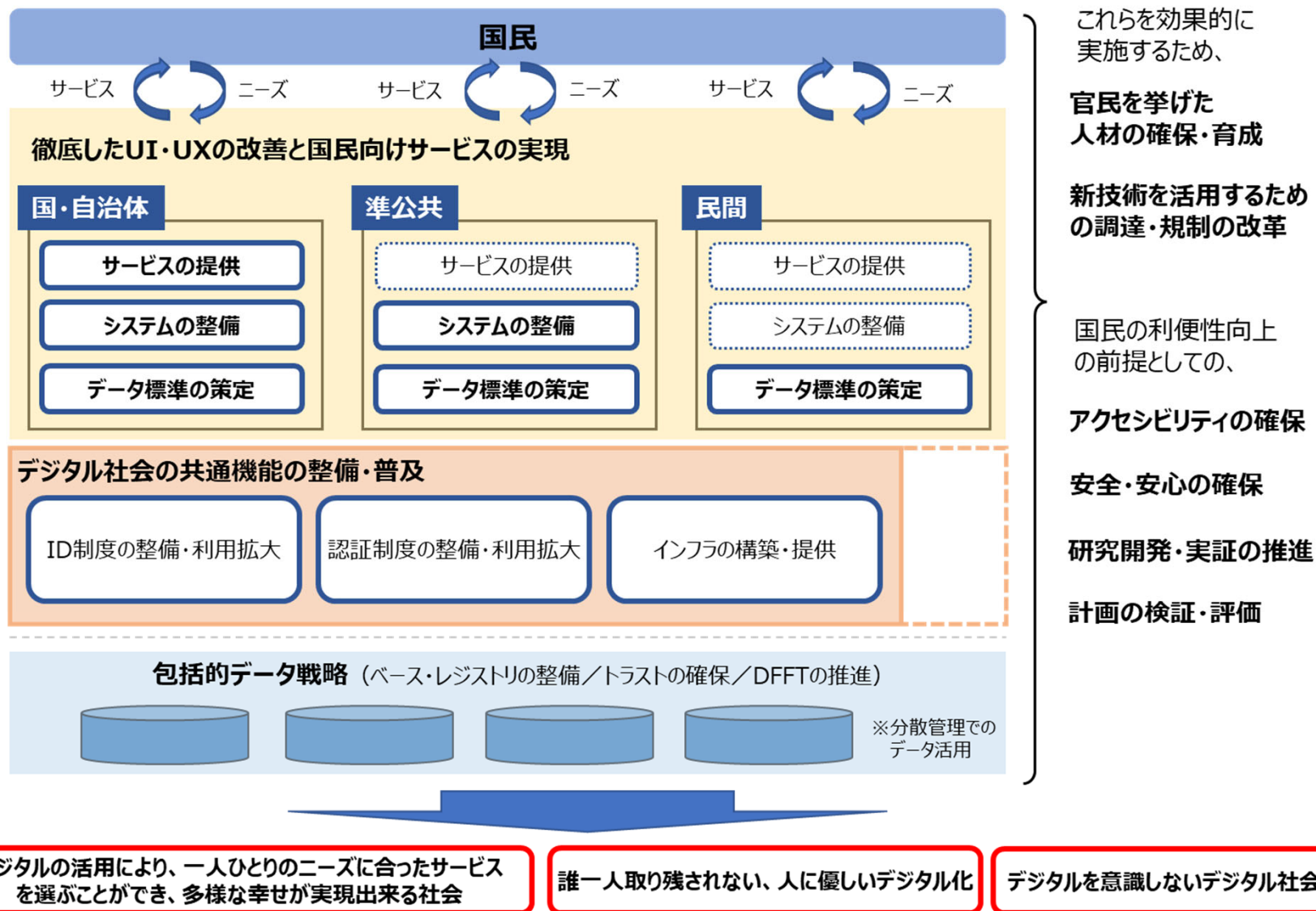
⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等 3

司令塔としてのデジタル庁の役割

- デジタルにより目指す社会の実現に向け、国・地方公共団体・事業者が連携・協力しながら、社会全体のデジタル化を推進していく際に、**デジタル庁が、司令塔として、関係者によるデジタル化の取組を牽引。**



デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

実現のための6つの方針

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

※Data Free Flow with Trust

実現に向けての理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現
→誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受

デジタル社会形成のための基本原則
→10原則（デジタル改革基本方針）
①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則）
デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ

BPRと規制改革の必要性
※Business Process Reengineering
クラウド・バイ・デフォルト原則

デジタル化の基本戦略

デジタル臨時行政調査会
デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認

デジタル田園都市国家構想実現会議
デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援

国際戦略の推進
DFFT/諸外国デジタル政策
関連機関との連携強化
安全・安心の確保
サイバーセキュリティ/
個人情報保護/サイバー犯罪

包括的データ戦略の推進
トラスト/ベース・
レジストリ/オープンデータ
デジタル産業の育成
ベンチャー・中小企業等の育成

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・ 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
（ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/公金受取口座登録開始及び行政機関による利用）
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進
（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化）
- ・ マイナンバーカードの普及及び利用の推進
（健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充）
- ・ 公共フロントサービスの提供等
（ワンストップサービスの推進）

暮らしのデジタル化

- ・ 準公共分野のデジタル化の推進等
（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/
教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/
防災/こども/モビリティ/取引）

産業のデジタル化

- ・ 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/
GビズID/e-Gov）
- ・ 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）
- ・ 産業全体のデジタルトランスフォーメーション
（DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/
サイバーセキュリティ強化）

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・ 国の情報システムの刷新
（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備）
- ・ 地方の情報システムの刷新
（標準化基本方針の策定等）
- ・ デジタル化を支えるインフラの整備
（5G/光ファイバ/データセンター/海底ケーブル/半導体）
- ・ デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）

デジタル社会のライフスタイル・人材

- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換
（テレワーク/シェアリングエコノミー）
- ・ デジタル人材の育成・確保
（プログラミング必修化/リカレント教育）

デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル原則

- ・今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、構造改革のための**基本原則**を定める。

① デジタル完結・自動化原則 ・書面・目視等の義務付けを見直し ・行政内部を含めたデジタル対応を実現 等	② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) ・リスクベースで性能等を規定 ・データに基づくEBPMを徹底 等	③ 官民連携原則 公共サービス提供において、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携 等
④ 相互運用性確保原則 国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消しシステム間相互運用の確保 等		⑤ 共通基盤利用原則 ・官民で広くデジタル共通基盤を利用 ・調達仕様の標準化・共通化を推進 等

デジタル原則への適合性の確認

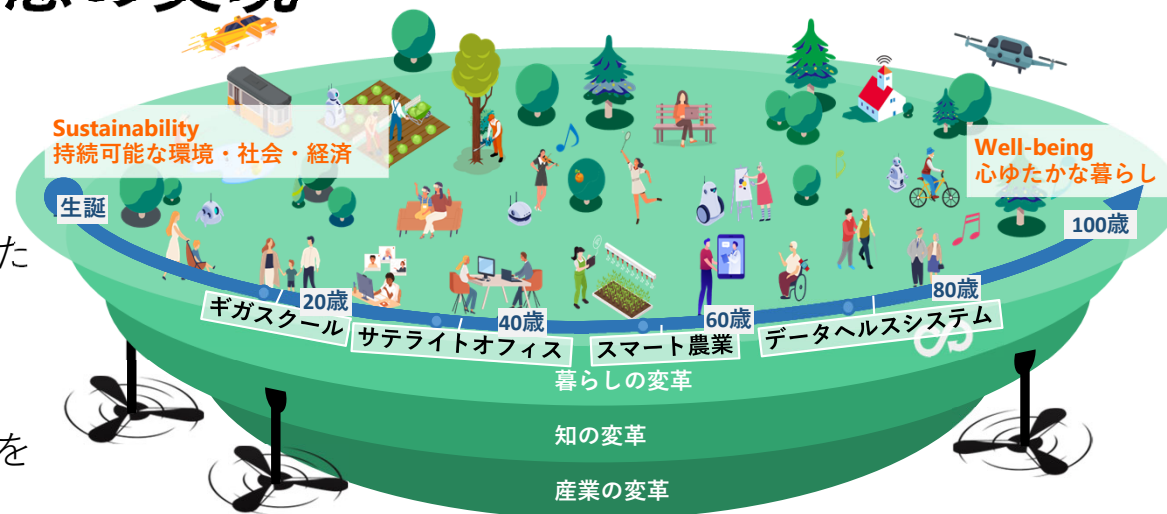
- ① 規制改革**
 - ・デジタル臨時行政調査会において、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性を確認・検証。
 - ・適合性が確認されなかった制度等について、一括的な改正方針をR4年春を目途にとりまとめる。
 - ・新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制を検討。
- ② 行政改革**
 - ・EBPMの取組を一層推進・強化。
 - ・データ利活用環境を整備し、データを活用しつつスピーディに政策サイクルを回しながら柔軟に対応できるアジャイル型政策形成・政策評価の在り方とその方策を検討。
- ③ デジタル改革**
 - ・デジタル原則を踏まえて、積極的に見直すべき国民向けのサービスを洗い出し、必要なデジタル基盤を整備。
 - ・新たなサービスを担うデジタル人材について、各層にわたる育成強化方策について検討。

デジタル・規制・行政の一体改革によりもたらされるデジタル社会

- ・デジタル・規制・行政の一体的改革を進めることにより、様々な現場における人手不足への対応、多様な生き方を可能とする社会の実現、個人・事業者が新たなチャレンジを行うことによる成長の実現を図る。

デジタル田園都市国家構想の実現

- ・ デジタルの力を全面的に活用し、
「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、
「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた
「デジタル田園都市国家構想」を実現。
- ・ 「心豊かな暮らし」(Well-being)と、
「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を
実現。



デジタル田園都市国家構想を目指すにあたっての基本的考え方

- ・ デジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して、支援を行う。

デジタル田園都市国家を目指すための主立った取組

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ①地方を支えるデジタル基盤の整備 | ②地方の課題を解決するデジタルサービスの生活への実装 |
| ③デジタル人材の育成、地方への新たな人の流れの強化 | ④デジタルを活用した地域産業の活性化、スタートアップの育成 |
| ⑤デジタル田園都市国家モデルの海外展開 | |

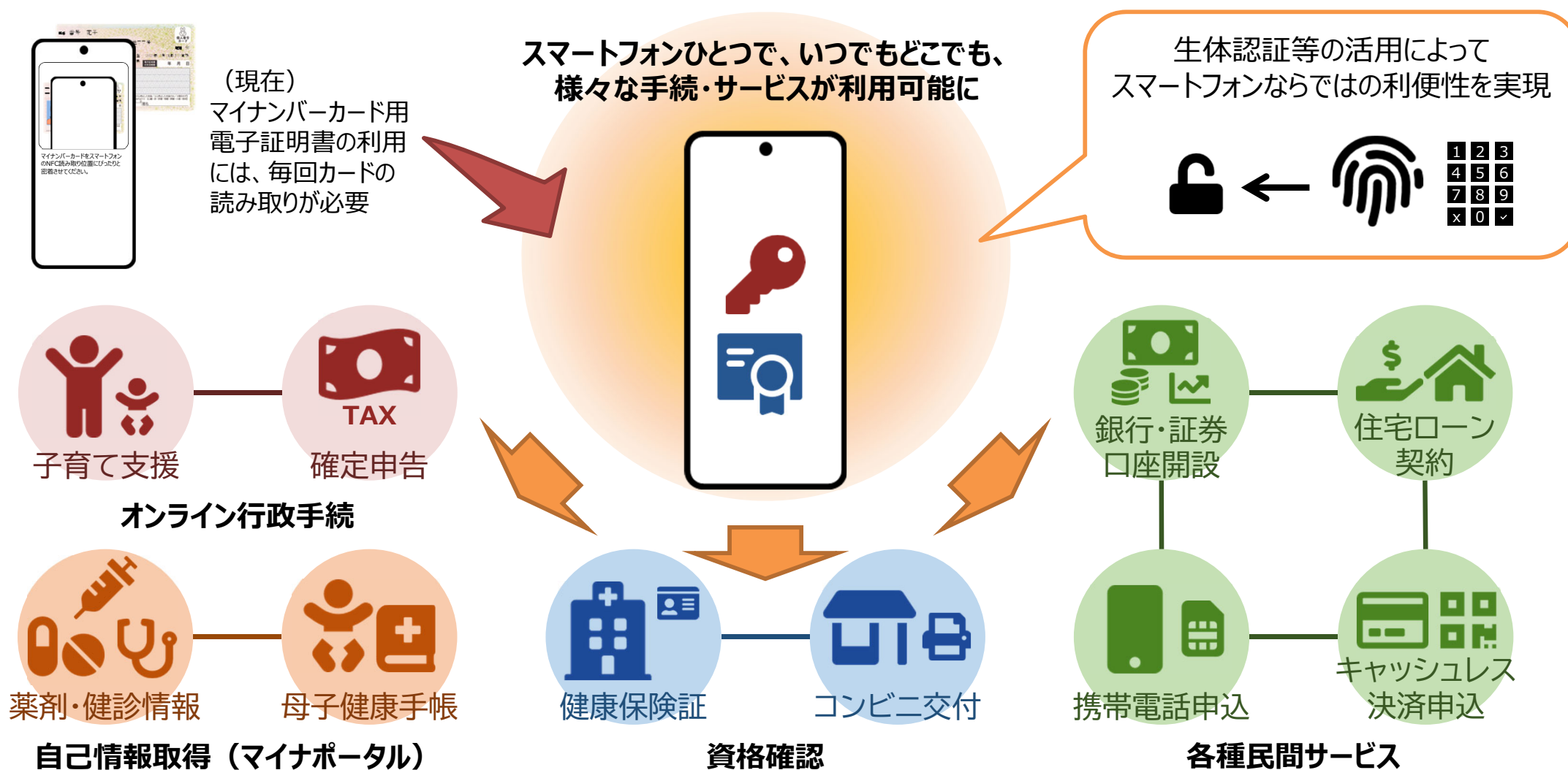
適切な目標の設定

- ・ デジタル田園都市国家構想を目指す全ての取組に対し、明確な目標を立てること、及びその進捗のモニタリング結果について支援制度側に報告することを求める。

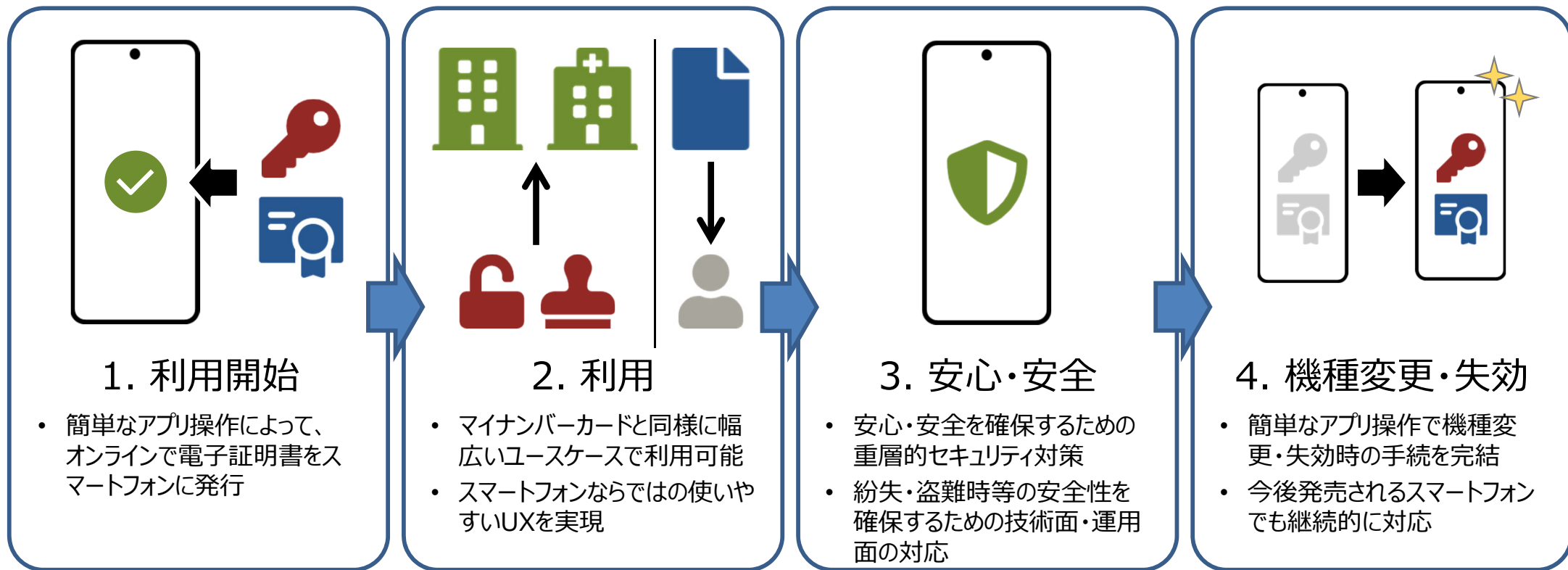
2 スマホ搭載検討会 第2次とりまとめ (令和4年4月)

「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって目指す姿

- 公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指す。
- また、スマートフォン搭載による利便性の向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指す。



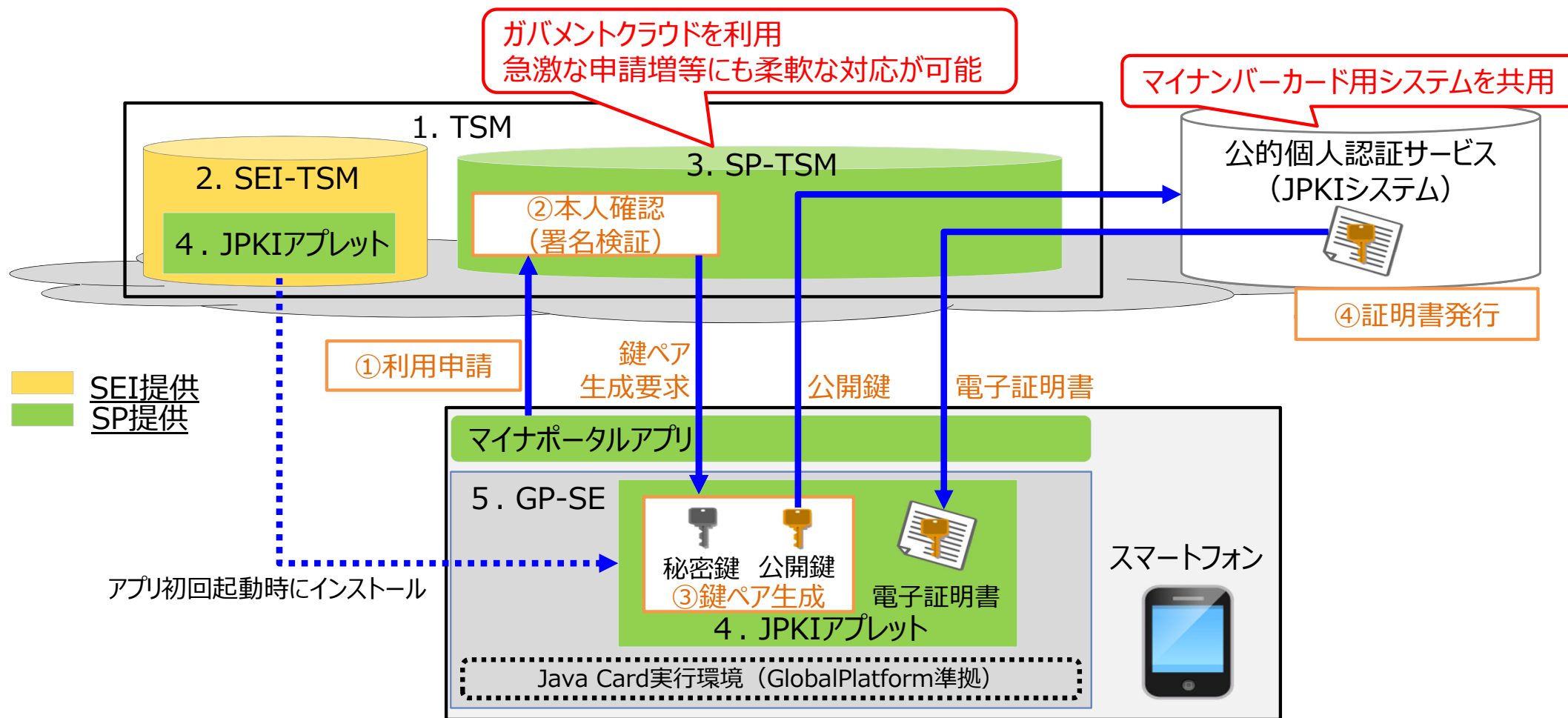
- 様々なステークホルダーとの協力体制を構築の上、ライフサイクルを通して、安心・安全かつ簡単に幅広いユースケースで利用できるサービスを実現する。
- 令和4年度中にAndroidスマートフォンへの搭載実現を目指すとともに、iPhoneについても早期実現を目指す。



J-LIS、スマートフォン製造事業者、OS事業者、携帯電話事業者、中古端末取扱事業者等
との協力を通じて安定的なサービス提供を図る。

- クラウドサービスや既存システムの活用等によって構築・運用コストの低減を図る。引き続き、運用コストや柔軟な拡張性等も考慮して設計・構築を進める。

スマートフォン用電子証明書（仮称、以下同じ）発行時の流れ



1. TSM (Trusted Service Manager) : SEI-TSMとSP-TSMで構成。スマートフォン内のSecure Element (SE) へのデータ配信をセキュアに実施する。
2. SEI-TSM : Secure Element (SE) の発行者 (SEI: Secure Element Issuer) が運営するTSM。サービス提供者 (SP: Service Provider) のアプレットを預かり、SEにアプレットを格納する役割。
3. SP-TSM : SPが運営するTSM。ユーザの利用申請を受け付け、SEのパーソナライズを行う役割。
4. JPKIアプレット : スマートフォン用電子証明書・秘密鍵をGP-SEに格納するためのJavaアプレット。
5. GP-SE : GlobalPlatform仕様に準拠し、JavaアプレットをダウンロードできるSecure Element (ICチップ)。2021年度上半期に発売されたスマートフォンでは、一部海外メーカー製のSIMフリー端末等を除いてGP-SEを搭載。

1. スマホひとつで、様々な 手続やサービスが利用可能

- マイナンバーカードと同様の幅広いユースケースに対応
- マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで利用可能とすることによって利便性を向上
- NFCを利用したカードリーダーでの読み取り（かざし利用）への対応も検討

2. オンラインで簡単に スマホに搭載

- マイナンバーカードを利用して、スマートフォンからオンラインで申請・発行
- 夜間・早朝の申請も可能
- 機種変更時も簡単に手続

基本方針

3. スマホならではの 使いやすいUX

- 電子証明書利用時のパスワード入力に代えて生体認証を活用
- ユーザテスト等を通じて、利用者に分かりやすい操作フローを実現、リリース後も継続的に改善
- マイナポータルアプリとの一体化による利便性向上

4. 安全・安心に利用できる 高いセキュリティ

- スマートフォン内の安全なICチップの活用等、重層的なセキュリティ対策を講ずることによって安全・安心を確保
- 関係事業者とも協力の下、万が一の悪用リスクを排除するための対策を実施

5. グローバルスタンダード に対応

- スマートフォンに関する国内外の技術動向との親和性を確保し、持続的かつ安定的なサービス提供を実現
- 諸外国の基準も踏まえつつ、十分な信頼性を確保できる仕組みを実現

スマートフォン用電子証明書の主なユースケース

■ マイナンバーカードと同等のセキュリティを確保できる仕組みでスマートフォン搭載を実現することによって、マイナンバーカードの電子証明書を使って利用できる手続き・サービスをスマートフォン1つで完結できるようになる。

主なユースケース	概要	スマートフォン 対応予定時期	備考
マイナポータル	毎回マイナンバーカードをかざす必要がなく、生体認証等によって簡単にログインすることができ、いつでもどこでも、マイナポータルのサービスを利用できるようになる。	令和 4 年度末	マイナポータルでは、 ・子育て関係等の行政サービスの検索・電子申請 ・自己情報の確認・提供（税・年金・薬剤情報・特定検診情報等） ・確定申告の簡便化 等の様々なサービスを利用可能。
各種行政手続きの オンライン申請	スマートフォン用電子証明書を使用した電子署名等によって、いつでもどこでも、各種行政手続きのオンライン申請が可能になる。	令和 4 年度末	
コンビニ交付サービス	スマートフォンを携帯していれば、全国のコンビニ等において、住民票の写しや印鑑登録証明等の証明書の取得が可能になる。	令和 4 年度末 以降順次	一部のコンビニに設置されているマルチコピー機や一部のスマートフォンで対応が必要になる可能性有。調整中。
健康保険証	健康保険証やマイナンバーカードを携帯することなく、医療機関の受診等が可能になる。	検討中	厚生労働省において、オンライン資格確認システムの改修等の対応を予定。
各種民間サービスの オンライン手続き等	スマートフォン用電子証明書を使用した電子署名等によって、いつでもどこでも、証券口座の開設や住宅ローン契約等のオンライン手続きが可能になる。	令和 4 年度末 以降順次	民間事業者144社が公的個人認証サービスを活用（令和4年4月1日時点）。民間事業者においてスマートフォン対応のためのシステム改修等が必要。遅くとも令和4年9月にはAPIを公開予定。

マイナポータルにおける利用イメージ

これまで

マイナポータルへのログイン時には毎回マイナンバーカードの読み取りが必要



スマートフォン用電子証明書を利用

マイナンバーカードを読み取る必要がなく、生体認証等を使って簡単にログインが可能
→通勤中でも、外出先でも、いつでもどこでもサービスを利用可能

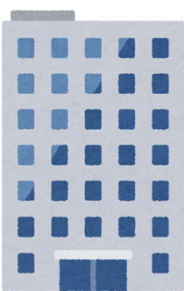


マイナポータルで利用できる主なサービス

行政手続の検索・電子申請	自治体の各種手続の検索及び電子申請が可能。対象手続拡大中。 【例】保育施設利用申込み、給付金申請、児童手当申請
自己情報の確認・提供	行政機関等が保有する自分の情報を確認したり、第三者に提供することが可能。 【例】税・所得情報（金融機関や自治体における手続等に利用） 予防接種履歴・薬剤情報（民間の健康管理アプリ・お薬手帳アプリ等と連携が可能）
お知らせ	行政機関等から情報配信を受けることが可能。 【例】税金の納付依頼、児童手当の手続等の利用者の状況に応じた行政手続の案内

これまで（役所窓口）

書類作成、役所訪問・提出



本人確認・申請完了



スマートフォン用電子証明書を利用（電子申請）

マイナポータルで手続を検索・申込内容を入力

電子証明書を使って電子署名・電子申請



- 入力支援機能を使って、氏名・住所や過去の申請情報等を簡単に入力
- 役所窓口に出向くことなく、いつでもどこでも、スマートフォンひとつで手続可能

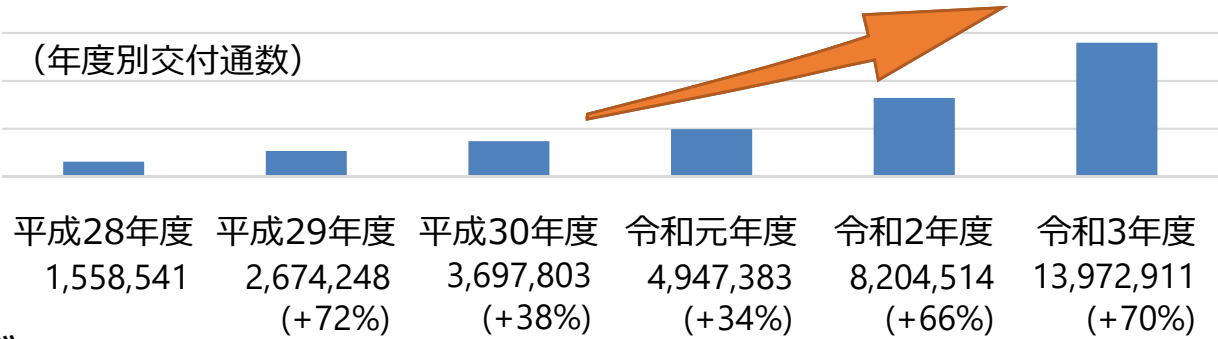


コンビニ交付サービスにおける利用イメージ

- コンビニ交付サービスは年々利用が大きく増加している国民に身近なユースケースの1つであり、スマートフォン用電子証明書でも対応することが必要。
- 関係事業者との協力の下、NFC（Type-B）を利用したスマートフォン・ICリーダライタ間の通信性能の評価等、スマートフォン対応の実現に向けて必要な調整を進める。

コンビニ交付サービスの利用状況

参加団体数：946（令和4年3月末時点）
キオスク端末設置拠点数：56,285（令和3年9月末時点）



スマートフォン用電子証明書による利用イメージ

操作開始

コンビニ等に設置されたキオスク端末を操作して、証明書交付サービスを選択

→全国のコンビニ等で早朝・夜間・土日祝日も利用可能

スマートフォンをかざす

NFC Type-B

キオスク端末のICカード読み取り部分にスマートフォンをかざす

→マイナンバーカードを携行する必要がない

本人確認・証明書種別

キオスク端末でスマートフォン用電子証明書のパスワードを入力

証明書の種類・印刷部数等を選択し、料金を支払う

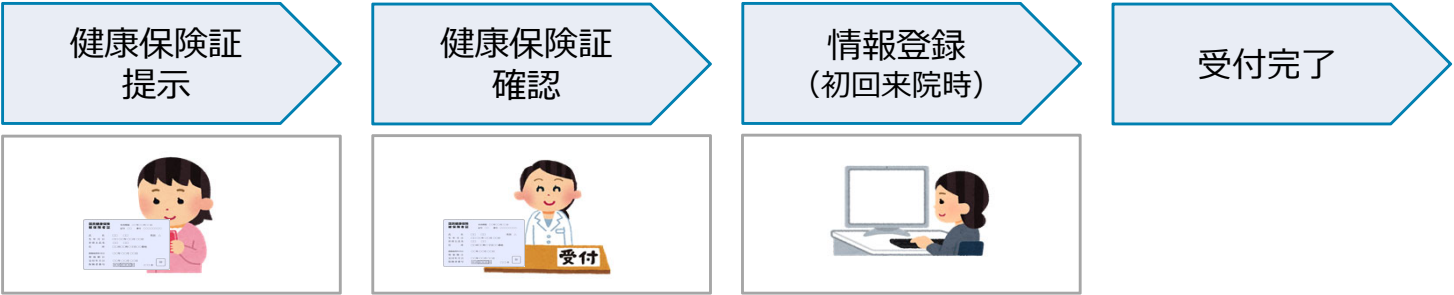
証明書の印刷

マルチコピー機で選択した証明書が印刷される

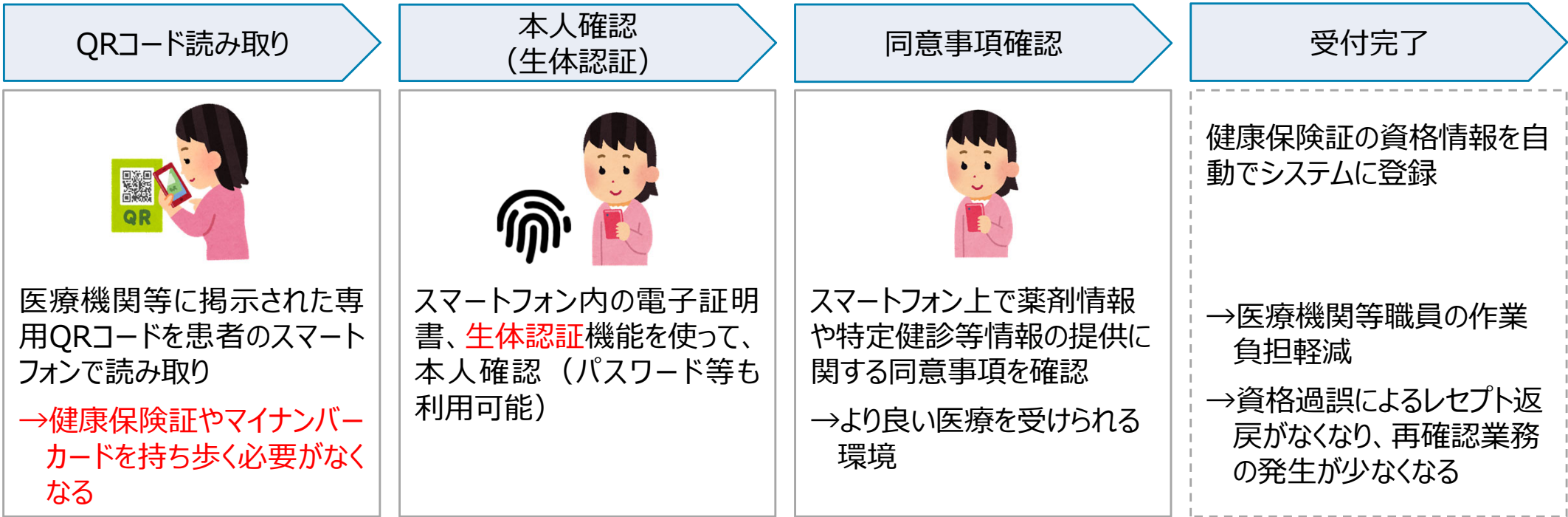
※現時点におけるイメージであり、今後変更となる可能性がある。

健康保険証としての利用イメージ

健康保険証を利用した流れ



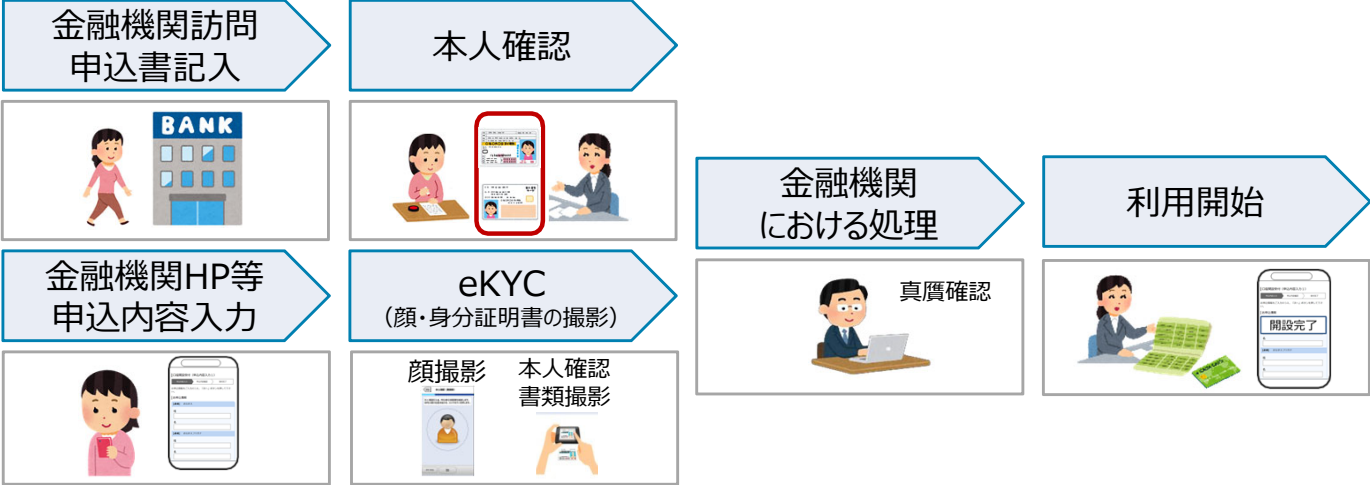
スマートフォン用電子証明書を活用した流れ



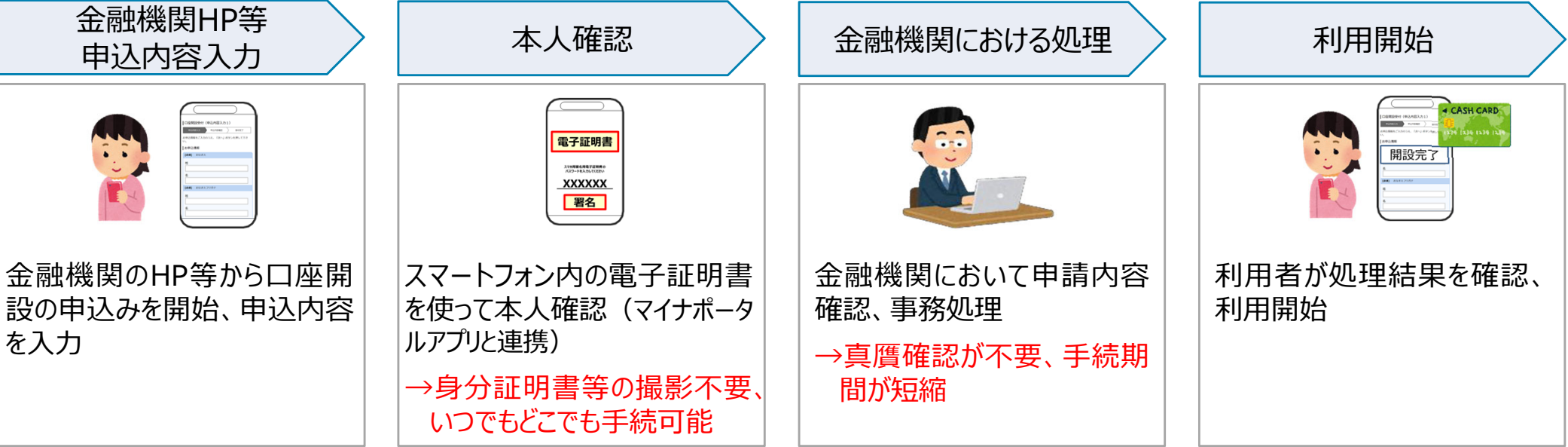
※現時点におけるイメージであり、今後変更となる可能性がある。

民間サービスにおける利用イメージ

金融機関の口座開設の流れ（窓口・eKYC）



スマートフォン用電子証明書を活用した流れ



※現時点におけるイメージであり、今後変更となる可能性がある。

※遅くとも令和4年9月には民間サービス等との連携に必要なAPI情報を公開予定。また、民間サービスにおける更なる利用拡大を促進する観点から、海外事例（シンガポール等）も参考としつつ、開発者目線の利便性向上にも取り組む。

公的個人認証サービスと紐付けられた民間IDの利活用促進

- 電子証明書の機能を搭載できないスマートフォンからでも各種オンライン手続きを行えるよう配慮する必要がある。この観点から、公的個人認証サービスと紐付けられた民間ID※（以下単に「民間ID」という。）の利活用を進めることが重要。

※ 「公的個人認証サービスと紐付けられた民間ID」とは、マイナンバーカードの署名用電子証明書による確実な本人確認に基づき利用者に対して発行されるオンライン識別手段全般を指し、電子認証局によって発行される電子証明書を想定。ただし、電子署名法に基づく認定認証業務において発行される電子証明書については、既に行政手続での利用が可能であるため、検討の対象からは除く。



本検討会では、公的個人認証サービスの独自性に基づく観点から、民間IDの利便性向上策について検討。

【利便性向上策】

- 民間IDのトラストアンカーとなった公的個人認証サービスの署名用電子証明書について、その**失効の有無を確認**
 - 公的個人認証サービスの署名用電子証明書は住所異動等の事由により失効するため、その有効性を確認することにより、民間ID発行時の基本 4 情報（氏名・生年月日・性別・住所）が最新のものかどうか確認可能である。
 - 基本 4 情報が最新でないことが判明した場合、アプリ等の通知により民間IDの再発行を促すことで、民間IDと紐付いた基本 4 情報の最新化を促すことも可能となる。
- 令和 3 年の公的個人認証法改正により可能となった、本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供の仕組みを活用**
 - 事前の本人同意を前提として、民間IDのトラストアンカーとなった公的個人認証サービスの署名用電子証明書が失効した場合であっても、民間IDの発行事業者がJ-LISから最新の基本 4 情報の提供を受け、当該基本 4 情報を基に民間IDを再発行することで、民間IDを本人確認に利用する事業者が本人から最新の基本 4 情報の提供を受けられるようになることも考えられる。



今後は、民間事業者向けのガイドラインや各種説明会等において、上記の方策とともに民間IDの活用場面を紹介することにより、その利活用の促進と一層の利便性向上を図ることが重要

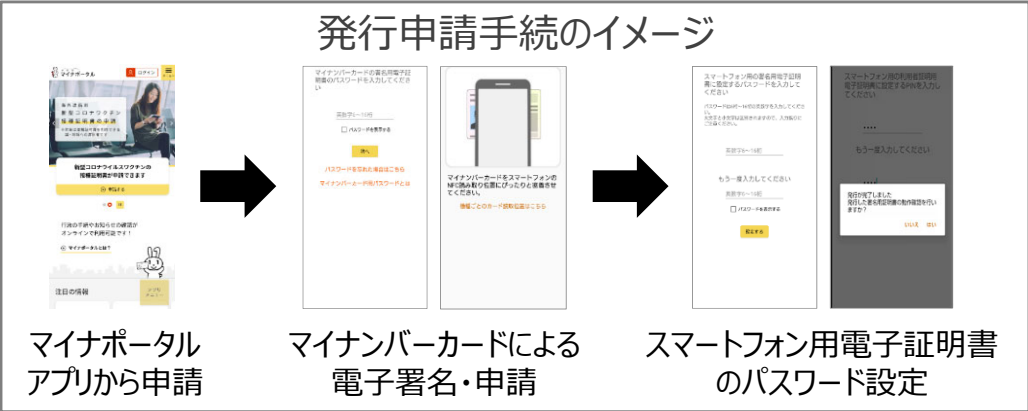
スマートフォン用電子証明書の利用手順

新規発行

自治体窓口に行くことなく、いつでもどこでもマイナポータルアプリから簡単に発行申請が可能。

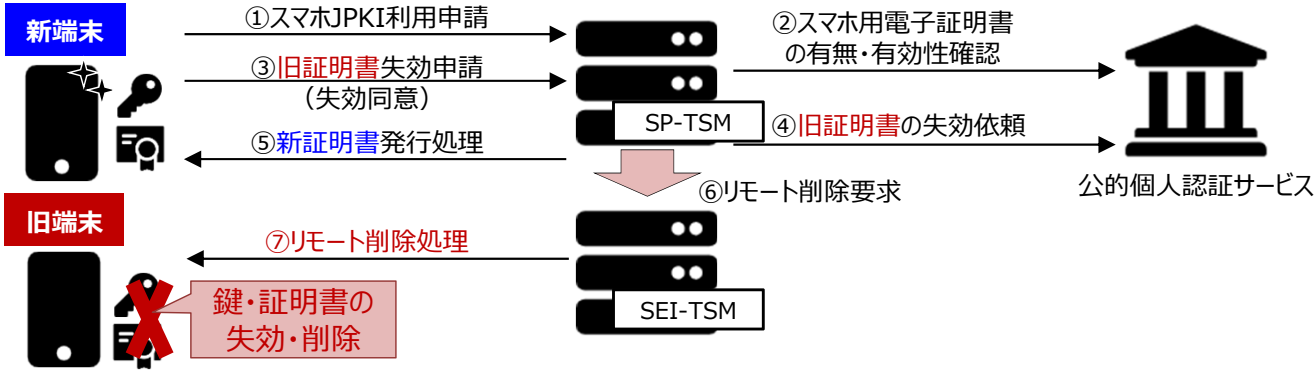
マイナンバーカード用電子証明書

スマートフォン用電子証明書



機種変更

新端末での電子証明書の発行申請と同時に、シームレスに旧端末の電子証明書の失効・削除を行うことが可能。



その他の手続

失効手続やパスワード設定等の手続は、マイナンバーカードを必要とせず、スマートフォンのみで完結。

サポート体制

J-LISコールセンターの拡充等によって、申請方法・利用方法等に関する相談へのサポート体制を構築。デジタル活用支援推進事業等の政府の取組との連携、関係事業者への協力の呼びかけについても検討。

生体認証等の活用

- Androidスマートフォンに設定される画面ロック（※）は、生体認証その他の一定の水準を満たす簡易で安全な認証によって解除することができ、これらの認証機能は、金融分野等の高いセキュリティが求められるアプリやウェブサイトへのログインにも広く活用されている。

※Android互換性定義ドキュメント（CDD）に規定されている「Secure Lock Screen」
- 現在普及している生体認証装置の性能や画面ロック解除機能の安全性向上等の状況も踏まえつつ、簡単な認証やパスワード忘れの防止等による利便性の向上を図る観点から、利用者証明用電子証明書を利用するためのパスワードについて、同等のセキュリティを確保することができると考えられる画面ロック解除機能（生体認証等）によって代替することを可能とする。
- 実装に当たっては、技術検証の結果を踏まえて、BiometricPrompt APIを用いた安全かつ簡便な方法によって生体認証等の登録を行う仕組みを採用する。

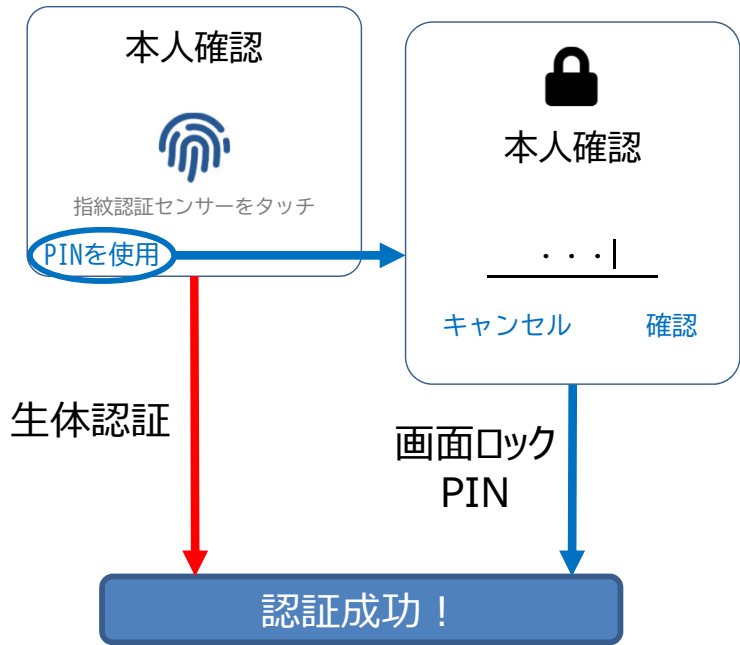
スマートフォン用電子証明書で利用可能な認証手段

	GP-SEに設定されたパスワード	Androidスマートフォンの画面ロック解除機能
署名用電子証明書	○ (6～16桁の英大文字・数字の組合せ)	×
利用者証明用電子証明書	○ (4桁の数字)	○ (※)

※利用者証明用電子証明書のパスワードを代替可能な画面ロック解除機能は、Android CDDに沿って、以下の要件を満たすものとする。

	要件
プライマリ認証	画面ロック解除用のPIN・パターン・パスワード
セカンダリ認証	Class 3（Android 10以前：強）の生体認証 ・ FAR（他人受入率）：0.002%（5万人に1人）以下 ・ SAR（スプーフィング攻撃への耐性）：7%以下 ・ IAR（なりすまし攻撃への耐性）：7%以下 ・ 少なくとも72時間に一度はプライマリ認証が求められる

認証操作フロー（イメージ）



利用者にとって分かりやすい操作フローの実現

- 実証段階において、発行申請等の基本機能の操作フローに関するユーザテストを実施し、設計時に課題点を改善。

ユーザテストを通じて確認された主な課題

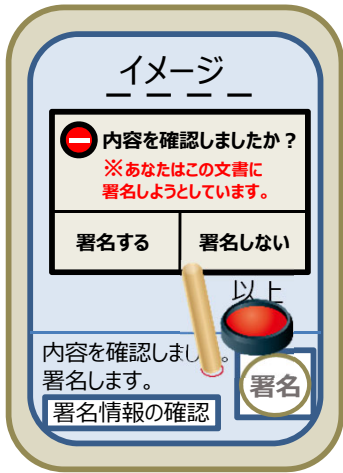
- スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る方法が分からない（カメラでマイナンバーカードを読み取るものと誤認 等）
- 生体認証の設定時にOSの設定画面へ遷移することで混乱が生じた
- アプリのどこに機種変更手順のメニューがあるのか分からない



改善点

- マイナンバーカード読み取り方法を簡単に理解できるアニメーションの活用
- 分かりやすく、混乱の生じない導線設計を検討

- 引き続き、システム構築と並行して、具体的なユースケース（行政手続・健康保険証利用・口座開設等）を想定したユーザテスト（アクセシビリティの検証を含む）を実施。
- ユーザ評価等について一定の目標を設定の上、サービスの提供開始後においても、 Firebase等の解析機能を活用しつつ、継続的に操作フロー等を改善。
- また、電子署名を使用する際に、利用者がその重要性を認識しやすいUI設計を検討。



マイナポータルアプリとの一体化

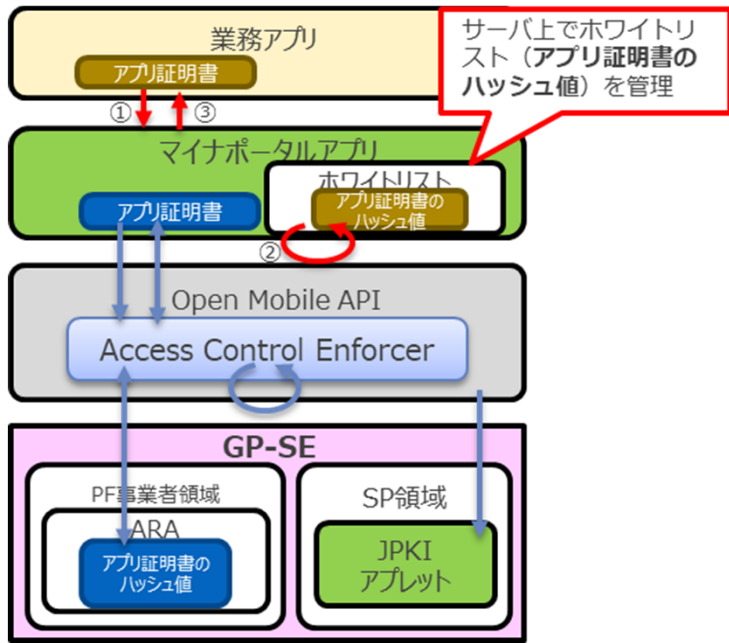
- 利用者にとっていくつものアプリをダウンロードしなければならない状況は負担感が大きいいため、スマートフォン用電子証明書を発行・利用する機能のみを提供する独立アプリとして開発するのではなく、既存のJPKI関連アプリと一体化することが望ましい。
- 既存アプリのうち、総合的な行政サービスの窓口であるマイナポータルアプリと一体化することによって、スマートフォン用電子証明書を使って、いつでもどこでも、1つのアプリでシームレスに様々な手続き・サービスを完結できるようになる等、大幅な利用者の利便性向上が期待されるため、スマートフォン用電子証明書の機能を同アプリに追加することとする。
- 既存アプリとの一体化によって、別個のアプリとして運用する場合と比べた運用・保守業務の効率化を図る。
- また、複数の機能が1つのアプリに統合されることによって、将来的な拡張可能性や柔軟性が損なわれることのないよう、システムの設計・構築に当たって、
 - ・ 共通機能と個別機能を整理の上で機能毎にソースコードのクラス分けを行い、疎結合する
 - ・ アプリ規模に応じて項目数が増える回帰テストを自動化する
 - ・ バックエンドから各機能の利用制限を操作し、縮退運用を可能とする等の対応を検討する。



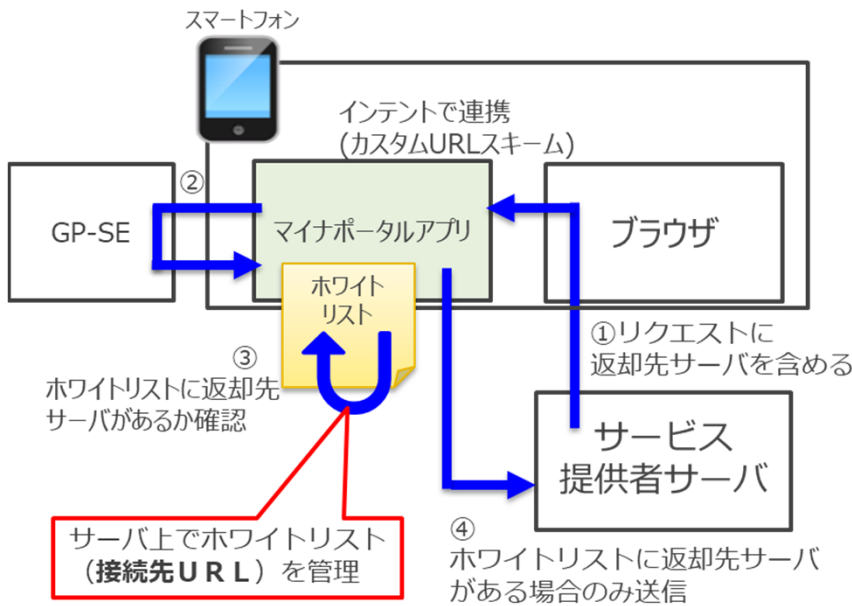
他サービスのアプリ・ブラウザとの連携

- 何ら対策を講じない場合、常時、アプリ経由又はブラウザからインターネット越しに、スマートフォン用電子証明書及び秘密鍵の格納領域（GP-SE）へアクセスし得ることとなるため、他サービスのアプリ・ブラウザとの連携に当たっては、
 - ・ マイナポータルアプリを介してのみGP-SEにアクセス可能とする
 - ・ 一定水準のセキュリティ対策が講じられたプラットフォーム事業者（署名検証者）・サービスプロバイダ事業者（みなし署名検証者）のアプリ・ブラウザにアクセスを限定し、ホワイトリストで管理する等の重層的な対策を講ずる。
- 具体的な要件等について引き続き検討の上、「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」等に反映する。また、今後のリスクの顕在化の状況等を踏まえつつ、必要に応じて、更なる重層的対策の要否について検討する。
- 電子証明書の利用時にマイナポータルアプリに遷移することによって利用者に混乱等が生ずることのないよう、適切なUI設計を図る。

ネイティブアプリの場合



ブラウザの場合



- セキュリティ対策を1つのアプリに集中して行うことが可能
- 利用者が行う生体認証の登録・変更設定はマイナポータルアプリのみとなるため利便性に優れ、GP-SEの容量も圧迫しない
(複数アプリからGP-SEにアクセスする場合、アプリ毎に設定が必要)

安全・安心のための重層的なセキュリティ対策

厳格な本人確認に基づく発行

- 役所窓口で厳格な本人確認を行った上で交付されるマイナンバーカード用電子証明書による本人確認に基づいて発行。
- マイナンバーカード用電子証明書が失効した場合には、スマートフォン用電子証明書も連動失効。

高セキュリティな秘匿通信

- GP-SEとサーバ（TSM）との間の通信には、国際標準に準拠したセキュアチャネルプロトコル（SCP03）を採用。通信経路途中におけるデータのスキミングによる解読や改ざん等を防止。
- TSMとJPKIシステムとの間は専用線によって高セキュリティな通信を確保。

格納媒体等の安全性

- 耐タンパ性※を有する安全なチップ（GP-SE）内で秘密鍵を生成し、GP-SE内のアプレットに安全に格納。
※ICチップ内の情報が不正に読み出されたり、解析されようとした場合、自動的に内容が消去される等の対抗措置が講じられる性質
- マイナンバーカードと同様に第三者機関によるセキュリティ評価・認証を取得することで、安全性を担保。（GP-SEとアプレットを一体としてCC認証・EAL4+のコンポジット認証を取得）
- GP-SE内の電子証明書へのアクセスをマイナポータルアプリに限定し、厳格なアクセス制御を実施。
- スマートフォンの紛失時等に、もしGP-SE内に電子証明書や秘密鍵が残存していたとしても、外から読み出すことはできない等、安全性が確保されていることを確認。

脆弱性対策

- 特定のハードウェア・ソフトウェアに重大な脆弱性が確認された場合に備え、即時的に利用制限を行うための独自サーバを構築。
- 脆弱性情報の収集体制や利用制限要否の判断基準等の運用の在り方について引き続き検討。

不正な端末の検知

- SafetyNet Attestation APIを用いてroot化・カスタムROM等によって正規の状態でない端末を検知することで、不正利用を防止。
- また、不正利用対策として利用されるAPI等の今後の動向にも追従。

更なるセキュリティ対策の検討

- 技術検証において実施したセキュリティ脅威分析の結果等を踏まえて、更なる対策を検討。

※上記のようなセキュリティ対策等を行うに当たって利用者の同意が必要となる場合があることも踏まえて、本サービスの利用規約を整理。

スマートフォン用電子証明書に係る技術的基準の要件

- マイナンバーカード用電子証明書に係る電子署名、電子利用者証明、電子証明書等に係る技術的な基準については、「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準」（平成15年総務省告示第706号）において規定されている。
- 現行の告示には、鍵の一意性や電子証明書の規格等について定められているところ、スマートフォン用電子証明書に係る基準について、同告示において規定する必要がある。
- 想定される具体的な規定内容案は以下のとおり。

【規定内容案】

- スマートフォンのICチップ内に、スマートフォン用電子証明書に係る専用の領域が確保されること。
- 当該領域がICチップの他の領域から独立していること。
- ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパ性を有すること。
- スマートフォン用電子証明書に係る専用の領域を含め、ICチップ（※アプレットを含む）がCC認証を取得していること。
- ICチップ内で生成されるスマートフォン用電子証明書に係る鍵ペアについて、マイナンバーカード用電子証明書に係る鍵ペアとも重複しないよう、一意性が担保されていること。
- スマートフォンとTSMとの間の通信は、主務大臣が適当と認める暗号化通信により行うこと。
- ICチップに記録された情報を保護するために、アクセス権限の制御を行うこと。

悪用防止対策

- 仮にGP-SE内に電子証明書や秘密鍵が残存していたとしても、外から読み出すことはできない等、安全性が確保されているものの、万が一の悪用リスクを排除するために重層的な対策を講ずる。

リモート削除機能の実装

- 技術検証を通じて実現可能性が確認された「リモート削除」機能を実装。
- 機種変更時の手続やマイナンバーカード用電子証明書の失効時（スマートフォン用電子証明書も連動失効）に活用し、電子証明書等を適切に削除。

※別途検討した端末初期化による電子証明書等の削除については、技術面の困難さや相応の実装コストを要することが判明。他の対策によって基本的に安全性が担保されていることを踏まえると、実装は不要と判断。

メール通知の実装

- 電子証明書を利用するための認証が行われた場合に利用者にメール通知する機能（任意設定）を実装。
- 日頃から利用停止時には適切な失効・削除手続を行う必要があることを注意喚起するとともに、万が一不正利用が発生した場合にも利用者が認知できる等の効果。

関係事業者との連携

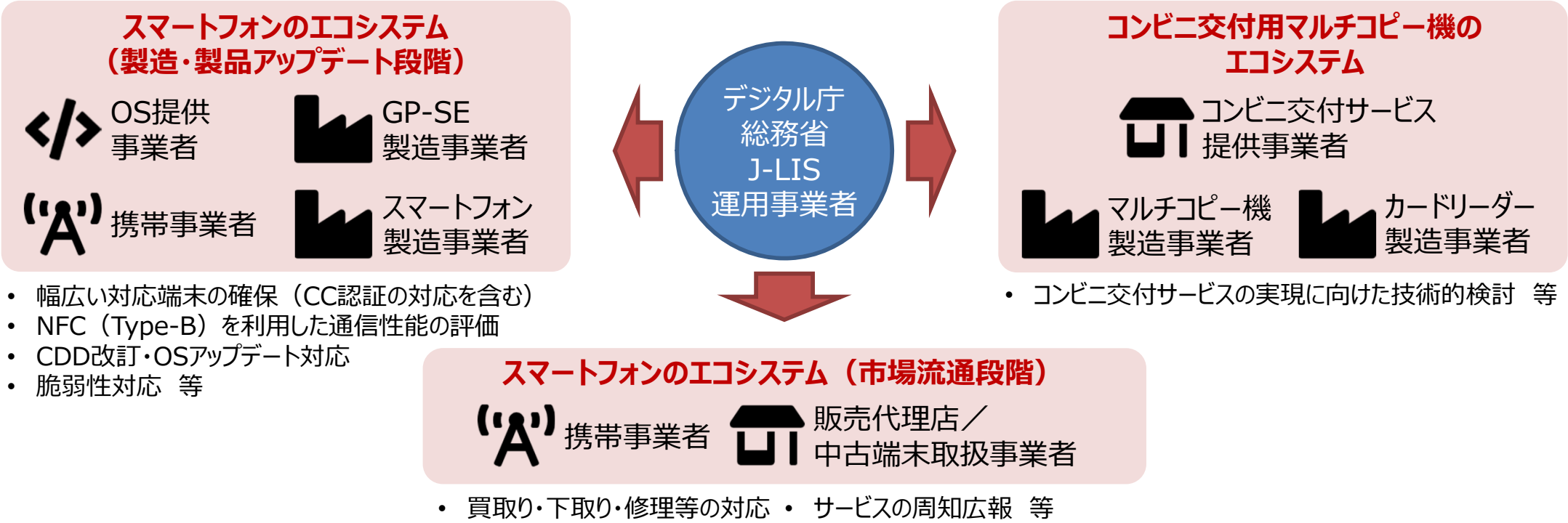
- スマートフォン用電子証明書の利用が確認できた方に対して、
 - ✓ スマートフォンの買取り・下取り・修理等の受付時に、電子証明書の適切な失効・削除手続を促す
 - ✓ 通信サービスの一時中断を受け付ける際にJ-LISコールセンターに連絡すべき旨を案内する等の協力を携帯事業者・中古端末取扱事業者等に呼びかけ。
- 今後、関係事業者の協力を得て具体的な対応フローの検証を行い、ガイドライン等を整備予定。



持続的かつ安定的なサービス提供の実現

- 将来にわたって幅広い種類のスマートフォンで本サービスを利用できるよう、既存のエコシステムとの関係も考慮の上、国際標準であるGlobalPlatform仕様に準拠し、モバイル決済サービス等の重要な基盤として国内で広く普及しているGP-SEを電子証明書や秘密鍵の格納媒体として活用する。
- 新規のAndroid端末を出荷するために準拠することが求められる互換性定義ドキュメント（CDD）等のグローバルなエコシステムにおけるデファクトスタンダードとの親和性を確保し、スマートフォン用電子証明書を利用するための独自要件を最小化する。
- 持続的かつ安定的なサービス提供を実現するためには、今後の技術動向の変化に適確に対応していくことが重要であることも踏まえて、関係事業者との協力体制の構築を図る。
- CC認証の有効期限や古いバージョンのOSに関する取扱いについては引き続き検討する。

主な関係事業者との協力体制のイメージ



スマートフォン用電子証明書の本人確認保証レベル等

- スマートフォン用電子証明書は、マイナンバーカード用電子証明書と同等の本人確認保証レベル（IAL3・AAL3）を確保することによって、高い保証レベルが求められる手続・サービスを含め、幅広いユースケースに対応可能。
- また、「スマートフォン用電子証明書に係る電子署名」と「マイナンバーカード用電子証明書に係る電子署名」は、ともにeIDAS規則における適格電子署名の主要要件（高度電子署名・適格電子証明書・適格電子署名生成装置）を満たしているものと考えられる。

マイナンバーカード用電子証明書とスマートフォン用電子証明書の保証レベルの比較

保証レベル	マイナンバーカード用電子証明書	スマートフォン用電子証明書	
IAL（身元確認）	レベル 3	レベル 3 相当	○マイナンバーカードを用いたスマートフォン内のローカル環境（GP-SE内のアプレット）での鍵ペア生成 ○高セキュリティな秘匿通信の環境下で公開鍵をJPKI側に登録して電子証明書を発行 →一連のスキームにおいて、 <u>マイナンバーカード交付時の本人確認の強度が引き継がれており</u> 、特にスマホとJPKIとの間に <u>第三者が関与する余地がない</u>
【レベル 3 の要件】 対面での身元確認	○自治体窓口等での対面による交付	○対面交付されたマイナンバーカードによる電子署名に基づき発行	
AAL（当人認証）	レベル 3	レベル 3 相当	○マイナンバーカードのICチップとGP-SE（アプレットを含む）はいずれも <u>CC認証を取得</u> し、耐タンパ性を保証
【レベル 3 の要件】 <u>耐タンパ性が確保されたハードウェアを含む複数の認証要素による認証</u>	○所持（耐タンパ性を有するマイナンバーカードのICチップ） ○知識（パスワード）	○所持（スマホに搭載された耐タンパ性を有するGP-SE） ○知識（パスワード） 又は 生体（指紋・顔）	

（米国NISTデジタルアイデンティティガイドライン（SP 800-63-3）参照）

(参考) スマートフォン用電子証明書及びカード用電子証明書に係る電子署名

対象	スマートフォン用署名用電子証明書及び マイナンバーカード用署名用電子証明書に係る電子署名
電子署名	【スマートフォン用署名用電子証明書及びカード用署名用電子証明書に基づく電子署名】 ➢ 電子証明書に記載された基本 4 情報に基づいて署名者に一意に紐付いており、署名者の識別が可能 ➢ 署名者のみが知るパスワードの入力により、署名者のICチップ内に格納された秘密鍵を用いて生成される ➢ PKIのアーキテクチャに基づき、文書の改ざん検出が可能
電子証明書	【スマートフォン用署名用電子証明書及びカード用署名用電子証明書】 ➢ 住民基本台帳に基づく氏名・通称を含む署名者の基本 4 情報 ➢ 公開鍵情報 ➢ 電子証明書の有効期間（開始日時・終了日時） ➢ 一意のシリアル番号 ➢ 発行者（J-LIS）の電子署名 ➢ J-LISホームページ上でCA証明書の情報を公開 ➢ 証明書失効リスト（CRL）配布点に関する情報を公開（実際のURLは署名検証者に個別提供）
電子署名生成装置	【スマートフォン（GP-SE・アプリ）及びマイナンバーカード（ICチップ・アプリ）】 ➢ 秘密鍵はICチップの耐タンパ領域に格納されるため、機密性が保証されている ➢ 秘密鍵はICチップの耐タンパ領域に一定の管理下で記録され、同じ鍵は再度生成されない ➢ 秘密鍵の派生は認められていない。PKIのアーキテクチャに基づき、文書の改ざんから確実に保護される ➢ 本人のみが知るパスワードによってのみ署名することができ、他者による使用から確実に保護される ➢ 署名対象データが改変されることはなく、署名前に署名対象データの提示を妨げることはない ➢ ICチップ内の署名用鍵の生成・管理は利用者自身のみが行う（ローカル署名）

eIDAS規則における適格電子署名の主な要件

【高度電子署名】

- 署名者に一意に紐付いており、署名者の識別が可能
- 高いレベルの固有性を持つ電子署名生成データを用いて生成
- 署名後の改ざん検出が可能な方法で署名されたデータに紐付いている

【適格電子証明書】

- 署名者の氏名又は仮名（仮名を使用する場合はその旨を表示）
- 電子署名作成データに対応する電子署名検証データ
- 電子証明書の有効期間の開始日及び終了日の詳細
- 電子証明書の識別コード（適格トラストサービスプロバイダー内で一意）
- 電子証明書の発行者である適格トラストサービスプロバイダーの高度電子署名
- 適格トラストサービスプロバイダーの高度電子署名に対応する電子証明書が無料で入手できる場所
- 適格電子証明書の有効性の状態を問い合わせるために使用できるサービスの場所

【適格電子署名生成装置】

- 電子署名生成に使用される電子署名生成データの機密性が合理的に保証される
- 電子署名生成に使用される電子署名生成データが一度しか生成されない
- 電子署名生成に使用される電子署名生成データが合理的な保証の下で派生することなく、電子署名が現在利用可能な技術を用いた偽造から確実に保護される
- 電子署名生成に使用される電子署名作成データが、正当な署名者によって他者による使用から確実に保護される
- 署名対象データを改変したり、署名前に署名対象データを署名者に対して提示することを妨げたりしてはならない
- 署名者に代わって電子署名作成データを生成又は管理することは、適格トラストサービスプロバイダーのみが可能

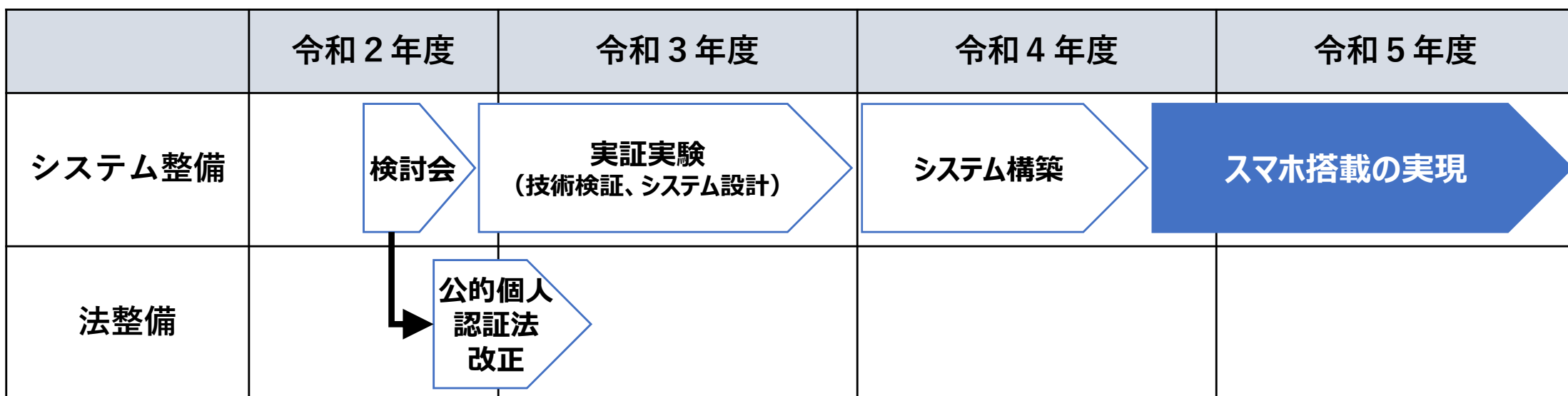
デジタルID及びトラストに関する国際動向

- デジタルIDやトラストに関する議論が、標準化・制度整備等の観点から国際的に行われ、関連技術の普及も進められている状況にあり、今後もこのような取組が継続する見通し。議論の中心は身分証明機能のモバイル端末への搭載であり、電子証明書機能の搭載そのものではないが、これらの動向とも乖離することのないよう引き続き注視するとともに、将来の状況に応じて見直しを行っていく必要がある。
- 国際的に見てもSEを利用するユースケースについて幅広く議論されている状況。また、GP-SEとeSIMを1つのチップに統合した製品が各チップベンダーから発売されており、当該製品のAndroidスマートフォンへの搭載は今後も拡大する見込み。

分野	項目	概要
国際標準	ISO/IEC 18013-5	モバイル端末に格納されるモバイル運転免許証（mDL）を実装するためのインターフェース仕様を規定しており、mDL発行元以外の者（他国の運転免許証発行機関、民間サービスでの運転免許証による身元確認者等）がmDLの検証を可能とすることを目的としている。2021年9月公開。
	ISO/IEC 23220シリーズ	各国の政府や民間等の発行機関が発行するモバイル身分証明書（モバイルeID）の相互運用を可能にすることを目的とした規定群。2022年中の規格発行を目指して議論が進められており、モバイルeIDシステムの全体アーキテクチャについて規定するPart 1の国際規格原案（DIS）が既に発行されている。格納媒体として、GP-SEを含む埋め込み型SEへの格納も想定されている。
技術	Android Ready SE	2021年3月、Google社はAndroidにおけるデジタルキー、mDL、電子マネー等のユースケースの採用を拡大するため、Androidにおいて耐タンパハードウェアに基づくセキュリティを実現する「Android Ready SE」の普及に取り組む枠組み「Android Ready SE Alliance」を設立し、SEベンダー等と協力してオープンソースのアプレットの開発に取り組んでいる旨発表。同アライアンスにはGP-SE製造ベンダーも参画。
制度	NIST SP 800-63-4	SP 800-63-3の改定作業が進められており、2022年中にドラフト版が公開される見込み。モバイル端末を用いた身元確認等に関する改定が想定される。
	eIDAS規則の改正提案	2021年6月、欧州委員会は「European Digital Identity Wallet」の導入を中心としたeIDAS規則の改正提案を発表。2022年10月までの技術アーキテクチャ等の文書群の公表を目標とする。同Walletは身元情報・資格情報・属性情報の保存や提供、認証、クオリファイド電子署名等の機能を持ち、保証レベルhighの電子識別スキームに基づいて発行される。利用者は同Walletに関して完全なデータコントロール権を持ち、関連するパーソナルデータは他のデータから物理的・論理的に隔離されることが求められている。

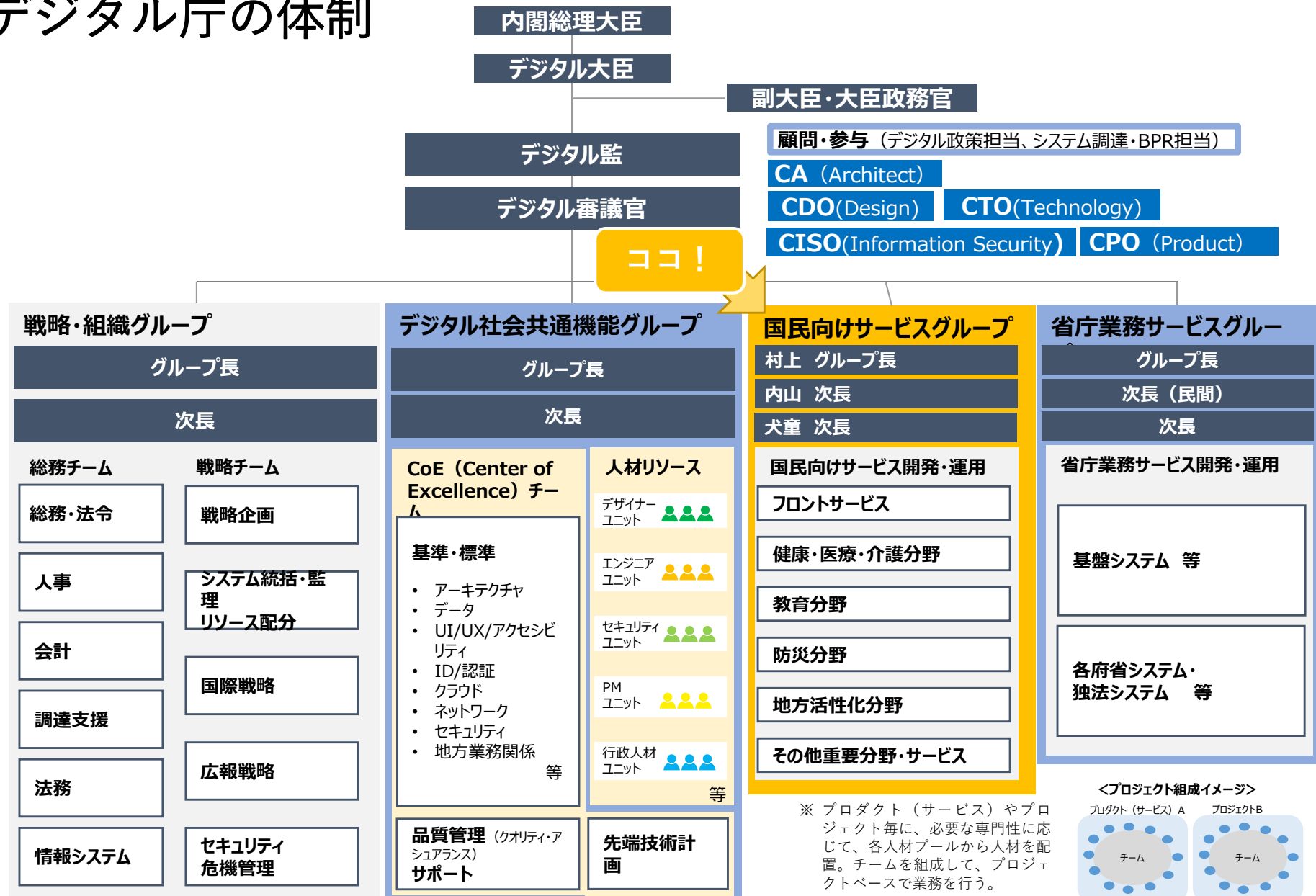
実現に向けたスケジュール

- 令和4年度内にAndroid端末への搭載を目指す。
- 必要な制度整備を行うため、**公的個人認証法を改正**。
- iPhoneについても早期実現を目指す。



3 国民向けサービスGにおける取り組み (うちフロントサービス（マイナンバーカード除く）)

デジタル庁の体制





e – Gov

e-Govの概要

- 各府省がインターネットを通じて提供している行政情報を総合的に提供（平成13年度～）
- インターネット上の一つの窓口から、24時間365日いつでも申請・届出が可能（平成18年度～）
- 民間ソフトウェア等から直接e-Govオンライン申請を行うAPI機能の本格運用（平成27年度～）
- e-Govリニューアル版運用開始（令和2年11月24日～）※APIも刷新版をリリース

<https://www.e-gov.go.jp>

e-GOV

行政情報を
調べる



オンライン
で申請する

インター
ネット



国民
企業等

調べる

- 法令の検索
- 行政文書ファイル管理簿の検索
- 個人情報ファイル簿の検索
- 各府省のウェブサイトページリンク集

申請・手続

- e-Gov電子申請システム
行政機関に対する申請・届出の
手続がオンラインで可能

意見・要望

- パブリックコメントの投稿や、
募集結果の確認

情報登録

申請データ送信
公文書発行

パブリックコメント
受付

政府共通
ネットワーク

各府省

e-Gov電子申請の利用省庁

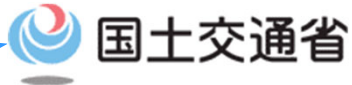
e-Gov電子申請は、現在 6 府省の電子申請4,000種類近くの手続に対応

e-GOV 電子申請

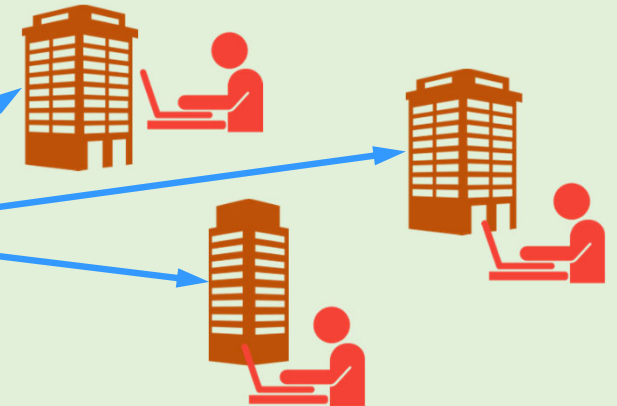


2.雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月以降手続)
申請・届出に際する事項を入力してください。
電磁的様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

The screenshot shows a detailed application form for the '雇用保険被保険者資格取得届' (Employment Insurance Beneficiary Qualification Acquisition Declaration). It includes fields for personal information, employment details, and insurance status. There are buttons for '詳細表示' (Detailed View) and 'プレビュー' (Preview). The form is titled '申請する様式一覧' (List of forms to be applied for).



全国の社会保険・労働保険審査職員



e-Gov電子申請の主な対象手続

- e-Govでは、6省庁が所管する行政手続について電子申請が可能となっている。
- 各省庁ごとの主な電子申請可能手続は、2020年度末現在では以下のとおり。
- 今後、行政手続の原則オンライン化方針により、順次対象が拡大予定。

省庁名	主な手続
警察庁	・ 疑わしい取引の届出 【マネー・ロンダリング関係】
金融庁	・ 損害保険代理店の登録、変更、廃業等又は役員・使用人の届出 ・ 協会による生命保険募集人の登録、変更、廃業等の届出
厚生労働省	・ 雇用保険被保険者資格取得届 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等 【社会保険関連手続全般】
経済産業省	・ 一般化学物質の製造輸入数量等の届出
国土交通省	・ 気象の観測施設の廃止の届出 ・ 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請 【ドローン関係】
環境省	・ 特定特殊自動車の型式届出 【フォークリフトやブルドーザーの排出ガス規制関係】

2020年11月のe-Gov更改以降は、以下のように改善しております。

申請者

1.e-Govアカウントの取得、ログインを実施することになります。

2.利用者毎のマイページを利用して、お気に入りの手続等から簡単に手続を選択できます。

3. 申請者情報等の入力が省略可能になります。

4.GビズIDによりログインした場合、手続によっては電子署名の省略が可能になります。

5. マイページから、いつでも審査状況の照会が可能になります。

※複数の書類に個別に署名が必要な手続も、簡単に署名が可能になります。

e-GOV 電子申請システム

e-Govアカウントログイン

ログイン

アカウント
ログイン

e-GOV 電子申請

マイページ

マイページ機
能を利用可能

申請者情報

法人名	株式会社イーラブ○○
申請者氏名	企業○○ 本部○○
住所	東京都大田区南馬込1-1-10000000

申請者情報等の
入力を省略可能

申請内容確認とID・PWの連携、もしくは
電子署名検証を行い、正しい場合には申請
書の到達とします。

電子署名
省略可能

e-GOV 電子申請

マイページ

問合せ番号
が不要に

e-GOV 電子申請

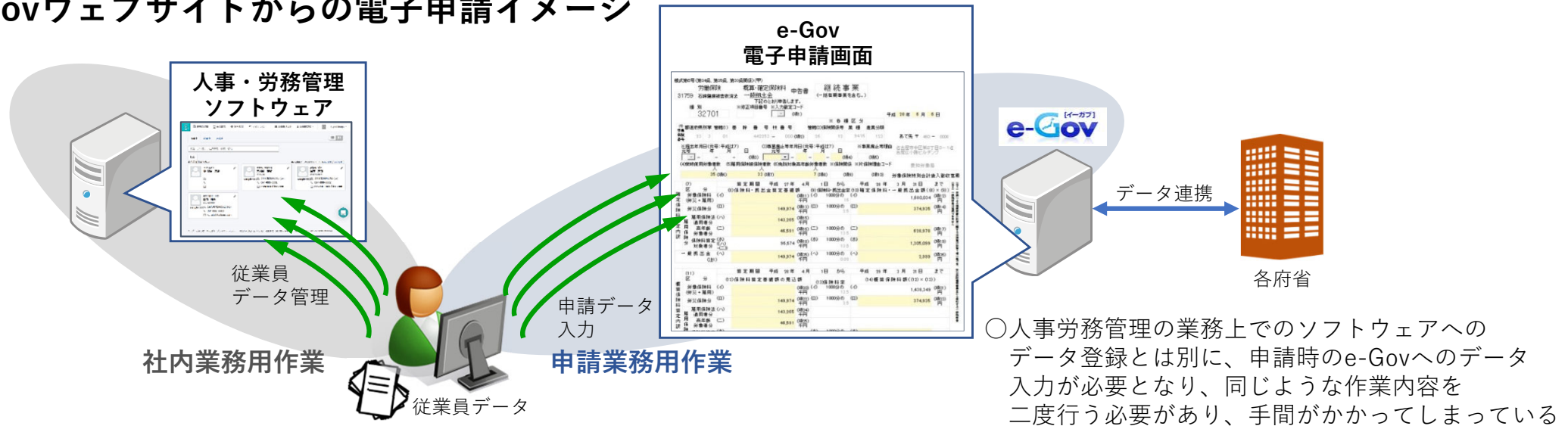
署名対象選択

預かり票、
複数回の署名
操作が不要に

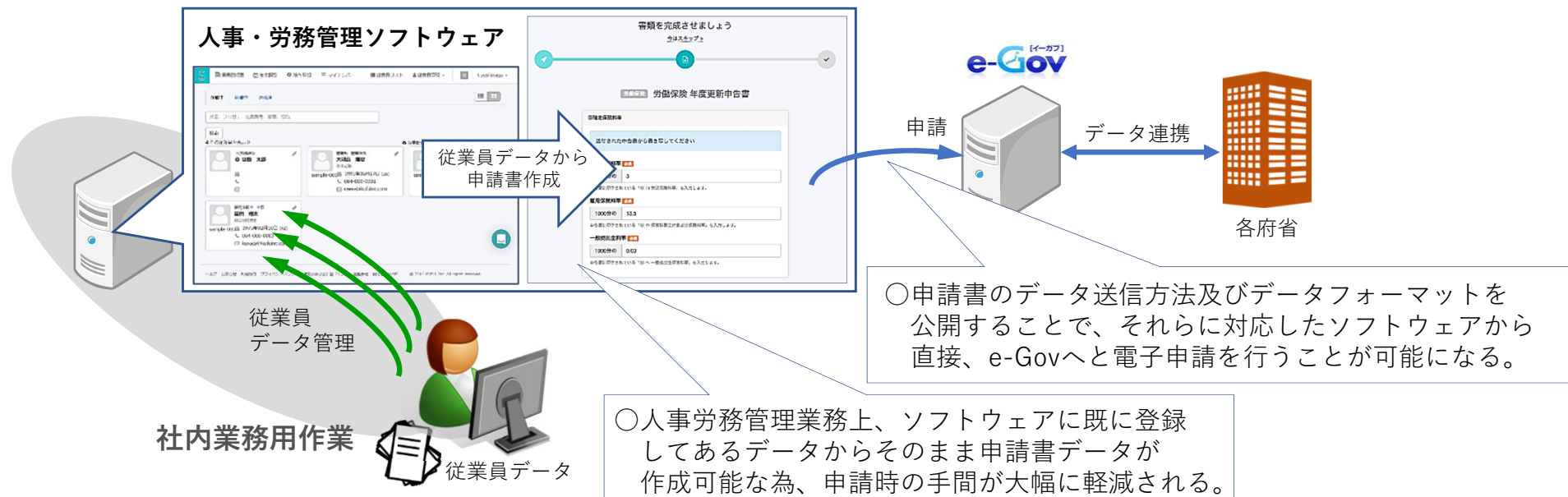
審査中・
審査完了

e-Gov電子申請におけるAPIの提供

e-Govウェブサイトからの電子申請イメージ



民間ソフトウェアから直接電子申請が可能となる機能（API）イメージ



e-GovのWebページ上において、APIを利用した申請の利点、及び対応ソフトウェアの紹介を行っております。

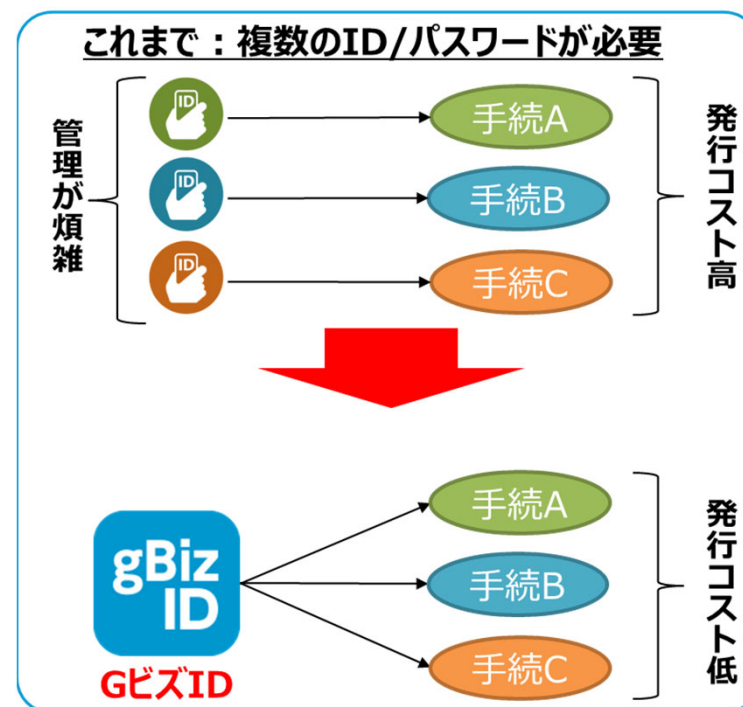
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/service-policy/usage-environment/software.html>

GビスID

GビズID



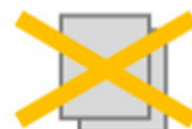
- 法人・個人事業主向け行政手続における共通の認証システム
- IDの取得の際に印鑑証明を一度提出すればIDが付与される。（gBizIDプライム）
- パスワードとSMSによる2要素認証を利用。



現在67万者が取得（2022年2月現在）

G BizIDの種類

G BizIDには代表者確認をした①gBizIDプライム、プライムから従業員等が発行される②gBizIDメンバー、代表者確認をしていない③ gBizIDエントリーを用意。

gBizIDプライム		会社代表者 または 個人事業主		書類審査 必要		使用可能な 行政サービス
gBizIDメンバー		gBizIDプライム 取得組織の 従業員		書類審査 不要		使用可能な 行政サービス
gBizIDエントリー		事業をしている 方なら だれでも可能		書類審査 不要		使用可能な 行政サービス

※ 1つのメールアドレスでアカウントを複数取得することはできません。複数事業を営んでいる場合は、事業毎にメールアドレスをご用意いただきアカウントを作成してください。

G ビズID：利用可能な手続システム一覧

- 2022年2月現在、**34の情報システム**がGビズIDを利用中。

経済産業省システム（16システム）	
1	jGrants（補助金申請システム）
2	保安ネット
3	ミラサポplus
4	省エネ法定報告書情報提供システム
5	ものづくり補助金
6	鉱業原簿登録更新サイト
7	IT導入補助金2020
8	経営力向上計画申請プラットフォーム
9	スマートSMEサポーター認定制度
10	認定経営革新等支援機関電子申請システム
11	TeCOT （海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）
12	DX推進ポータル
13	事業継続力強化計画電子申請システム
14	Gビズフォーム
15	石油流通ネット
16	再生可能エネルギー電子申請システム

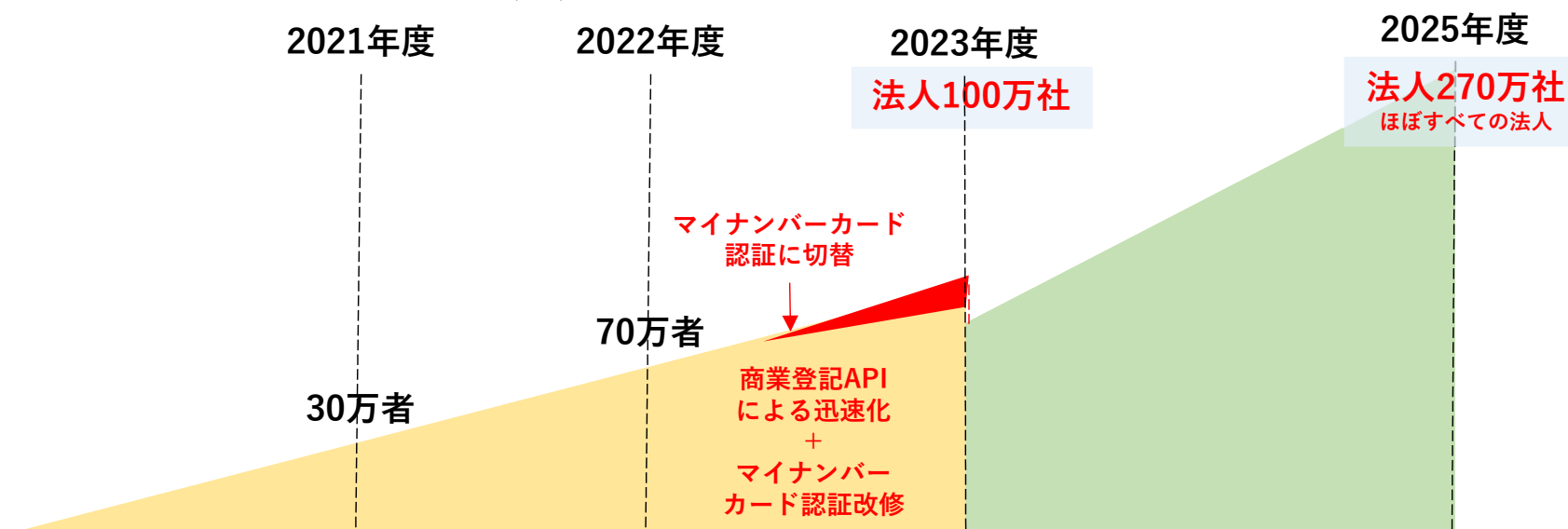
他省庁システム（10システム）		省庁
1	e-Gov	総務省
2	社会保険手続きの電子申請	厚生労働省
3	食品衛生申請等システム	
4	農林水産省共通申請サービス	農林水産省
5	肥料登録システム	
6	賃貸住宅管理業登録等電子申請システム	国土交通省
7	金融庁電子申請・届出システム	金融庁
8	石綿事前調査結果報告システム	環境省・厚生労働省
9	ドローン情報基盤システム	国土交通省
10	ISMAPポータルサイト	NISC、デジタル庁、経済産業省、総務省

自治体システム（8システム）		自治体
1	栃木県地域企業感染症対策支援補助金総合サイト	栃木県
2	大阪市行政オンラインシステム	大阪市
3	SAKACIL（さかしる）	堺市
4	豊中市電子申込システム	豊中市
5	さいたま市電子申請・届出サービス	さいたま市
6	アマポータル	尼崎市
7	豊田市電子申請・届出システム	豊田市
8	金沢市電子申請サービス	金沢市

今後の方向性

- R4年度中に商業登記のデータ関係によりGビズIDの発行プロセスを迅速化し、補助金申請でのGビズID利用ニーズなども捕まえて普及を拡大。
- R4年度中に個人事業主はマイナンバーカードでも認証できるよう改修。
- 2022年度中に法人100万社、2025年度までにほぼ全ての法人のGビズID取得を目指す。

法人の認証ロードマップ（案）



Jグランツ

補助金申請システム「Jグランツ」とは



- 補助金申請システム（Jグランツ※¹）は、補助金の電子申請を行えるシステム。国や地方公共団体（都道府県など）が執行する補助事業※²で利用可能。補助金の申請者がJグランツを利用する際には、「GビズID※³」を利用。法人、個人事業主、地方公共団体等を交付対象とする補助金で利用可能。
- 2019年より開発開始、2020年に最初のバージョンの運用を開始したが、2021年よりリニューアルして本格版をリリース。

※1 補助金申請システムのサービス名称。J：Japan グランツ：補助金、助成金

※2 国や地方公共団体が、第三者に交付事務を委託している場合も利用可能

※3 GビズIDとは事業者が1つのID・パスワードで様々な行政手続の電子申請の際に利用できるようにするための認証システム

電子申請の事業者にとってのメリット

- ✓ 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請可能。
- ✓ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待。
- ✓ 過去に申請した基本情報の再入力や、書類の押印が不

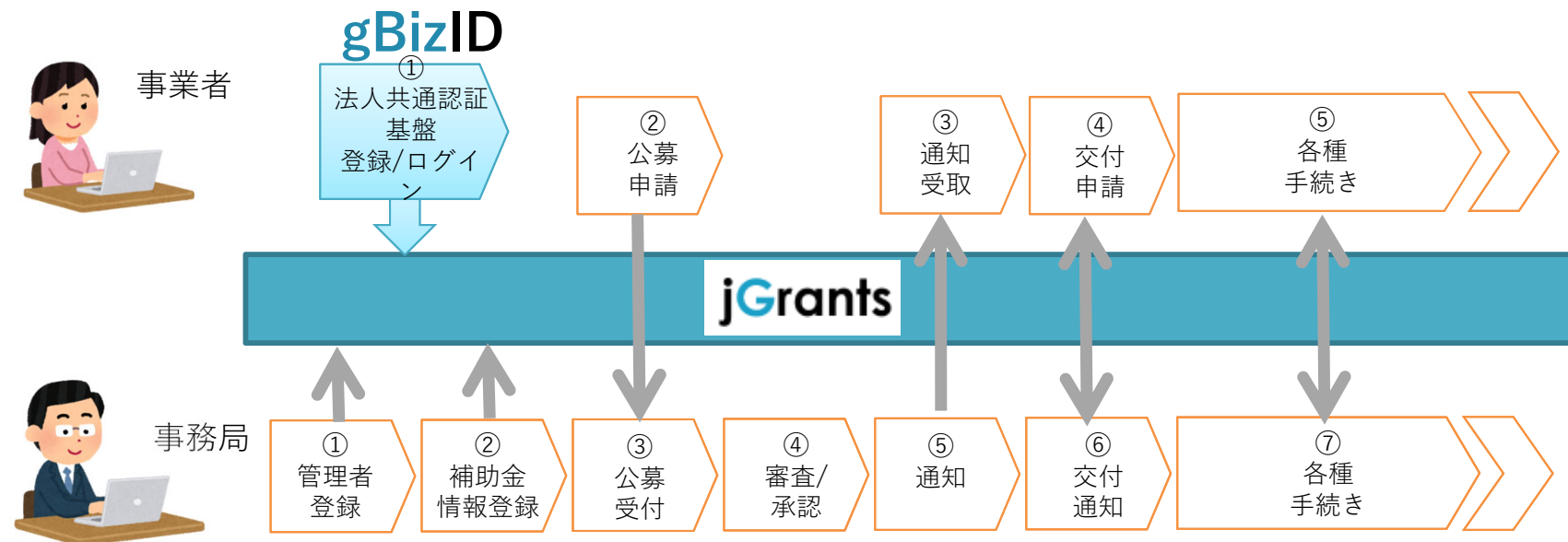
電子申請の行政職員にとってのメリット

- ✓ オンライン上で補助金申請を一元的に管理することが可能。
- ✓ 自由な申請フォームやプロセスを設定することで、スピーディに電子化が実現。
- ✓ 各行政機関でのシステム構築・費用負担が不要。
- ✓ （将来的に）補助金申請者のデータを分析や政策立案等に活用することが可能。

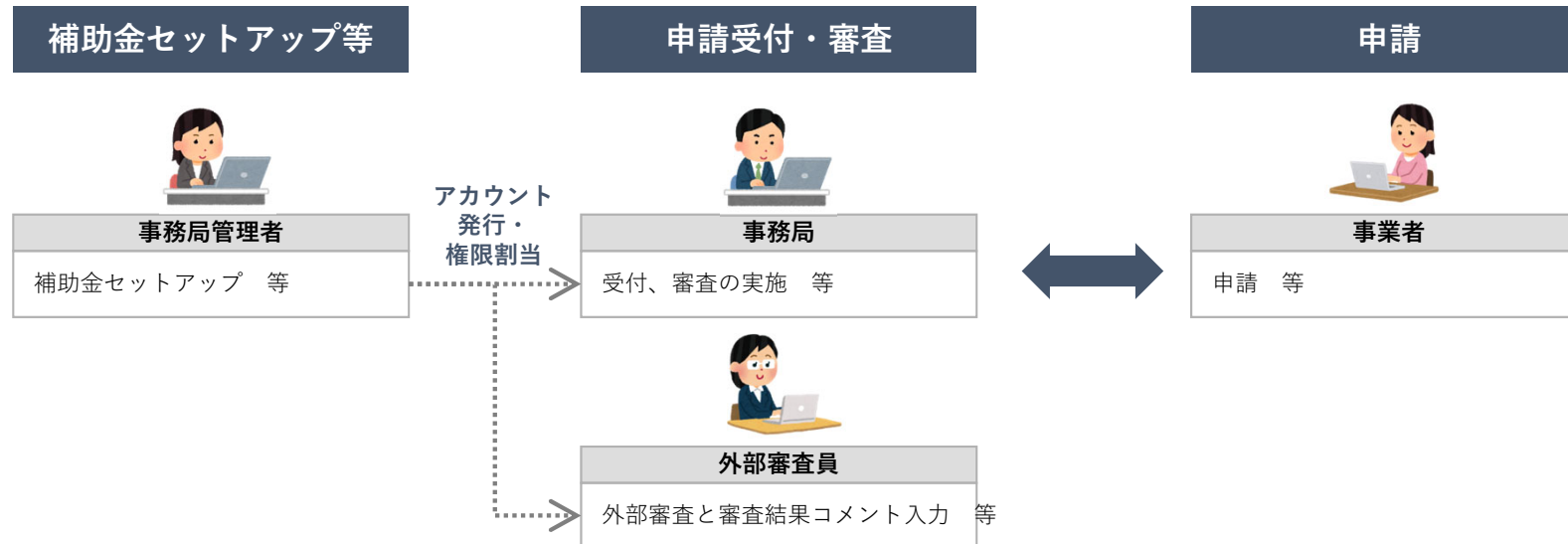


J Grantsの概要

- 補助金適正化法で定められた手続きをベースに、公募から交付、その後の実績報告や支払いの手続きまで、全てのプロセスを電子化。



jGrantsの各サイトと役割図



補助金セットアップ等のサイト



事務局審査サイト



事業者サイト補助金ポータルサイト



基本機能（事業者）

事業者補助金ポータル画面

機能概略

事業者情報登録

- ✓ 事業者情報の編集ができ、事前登録した内容が各補助金申請フォームにプレ入力

補助金一覧と検索

- ✓ カテゴリで絞りこみ等、事業者の関心のあるテーマで補助金を探せる
- ✓ フリーテキストや利用目的での絞りこみなど充実した補助金機能

チャットボット

申請入力画面

- ✓ 補助金に即した申請フォームで申請が可
- ✓ チェックボックスや選択式など入力簡素化
- ✓ 画面上に入力のヒントやエラー等を表示できる
- ✓ 文字数や「数字x桁」などの制御が可能、エラー抑制
- ✓ 差し戻し時に事務局からのコメントが確認できる
- ✓ gBizIDやミラサポPlusなど法人デジタルPFからのプレプリント
- ✓ 前手続きで入力した事業情報（金額・日付）からのプレプリント

マイページでの事業管理

- ✓ 一時保存中、申請済みの事業をマイページで管理できる
- ✓ 通知文書の確認ができる
- ✓ 次実施すべき申請がわかる
- ✓ 申請した事業について、事業情報（金額、日付の情報）が確認できる

基本機能（事務局）

事務局用バックエンドサイト 補助金セットアップ等の管理サイト

事務局管理者



機能概略

事務局アカウント・外部審査員アカウントの発行と管理

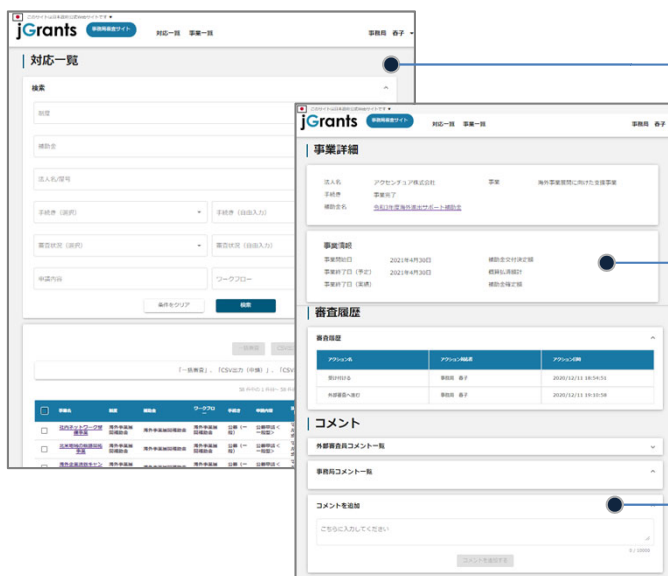
補助金情報の登録と各種セットアップ

- ✓ 補助金を登録し、公開設定
- ✓ 手続きや申請受付窓口のワークフロー設定
- ✓ 申請フォームや審査プロセス等を決定

jGrants2.0では上記／下記で異なるアカウントとなります

事務局審査サイト

事務局・外部審査員



一覧機能

- ✓ 対応一覧画面にて審査すべき担当の申請事業が表示される
- ✓ 事業一覧画面にて過去の申請を含む事業の確認が可能
- ✓ ソートや補助金・ステータス等で一覧の中から絞り込みが可能
- ✓ 事業詳細画面にて事業情報の確認が可能

申請に対する審査の実施

- ✓ 事務局内のみ閲覧できるコメント記載
- ✓ 通知文書の生成
- ✓ 審査履歴の確認が可能
- ✓ 差し戻し時に事業者向けのコメント記載

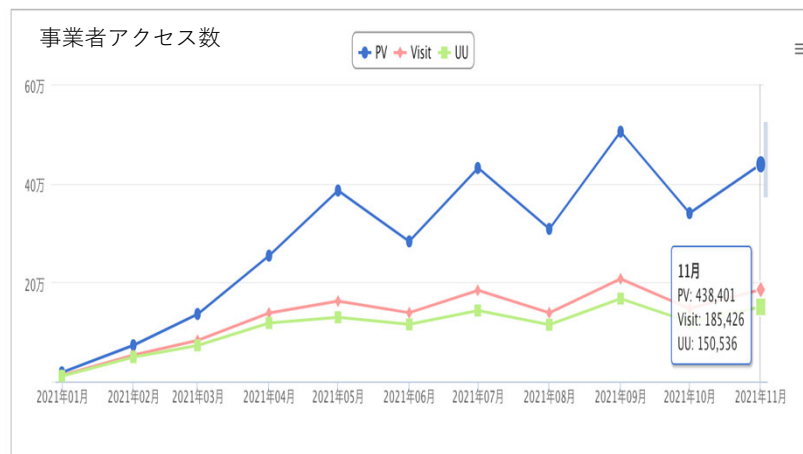
外部審査がある場合は外部審査画面からの審査結果入力

- ✓ 外部審査員が審査結果コメントをシステム上に記載
- ✓ 事務局が外部審査員のコメントを閲覧して採否決定

利用実績

- 2022年度も既存の410補助金＋東京都が来期より全庁展開する予定あり（700～800補助金）＝**現状でも1000以上の補助金を想定**
- 2021年12月下旬より省庁、都道府県、政令指定都市に向けて、オンラインセミナーを毎月定期開催、**更なる利用補助金の増加につながる見込み。**

14 省庁、**30**自治体の補助金が利用
（自治体は都道府県、政令市が中心）



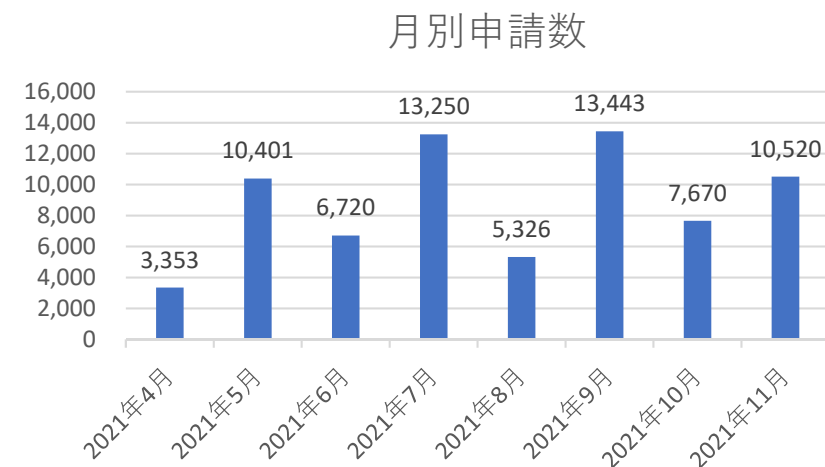
PV数：約320万
訪問数：約150万
（2021年1月－11月）



2021年（1月－12月）



2022年度（見込）



申請件数：約9万件
（2021年1月－11月）

マイナポータル

マイナポータルの仕組み

- マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

ぴったりサービス

子育てをはじめとする
オンライン申請ができます
※サービスの検索や一部の申請
についてはマイナンバーカード
がなくてもできます

お知らせ

行政機関等から児童手当現
況届や確定申告などのあなた
に合ったお知らせが届きます

もっとつながる

(外部サイト連携)
・ e-Tax
・ ねんきんネット
などにつながります



利用者登録数 1,119万件

(令和4年3月28日時点)

わたしの情報

・ 税情報 (所得等)
・ 世帯情報
・ 予防接種の履歴
などが確認できます



やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で
どのようにやりとりされた
かチェックできます

マイナポータルの「手続きの検索・電子申請（ぴったりサービス）」について

H29.7～市町村の**手続き検索**（内容確認）が可能に（※） まずは「子育て」手続きから「子育てワンストップ」

H29.10～ 検索した手続きの**オンライン申請**が可能に（※※）

H31.1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。

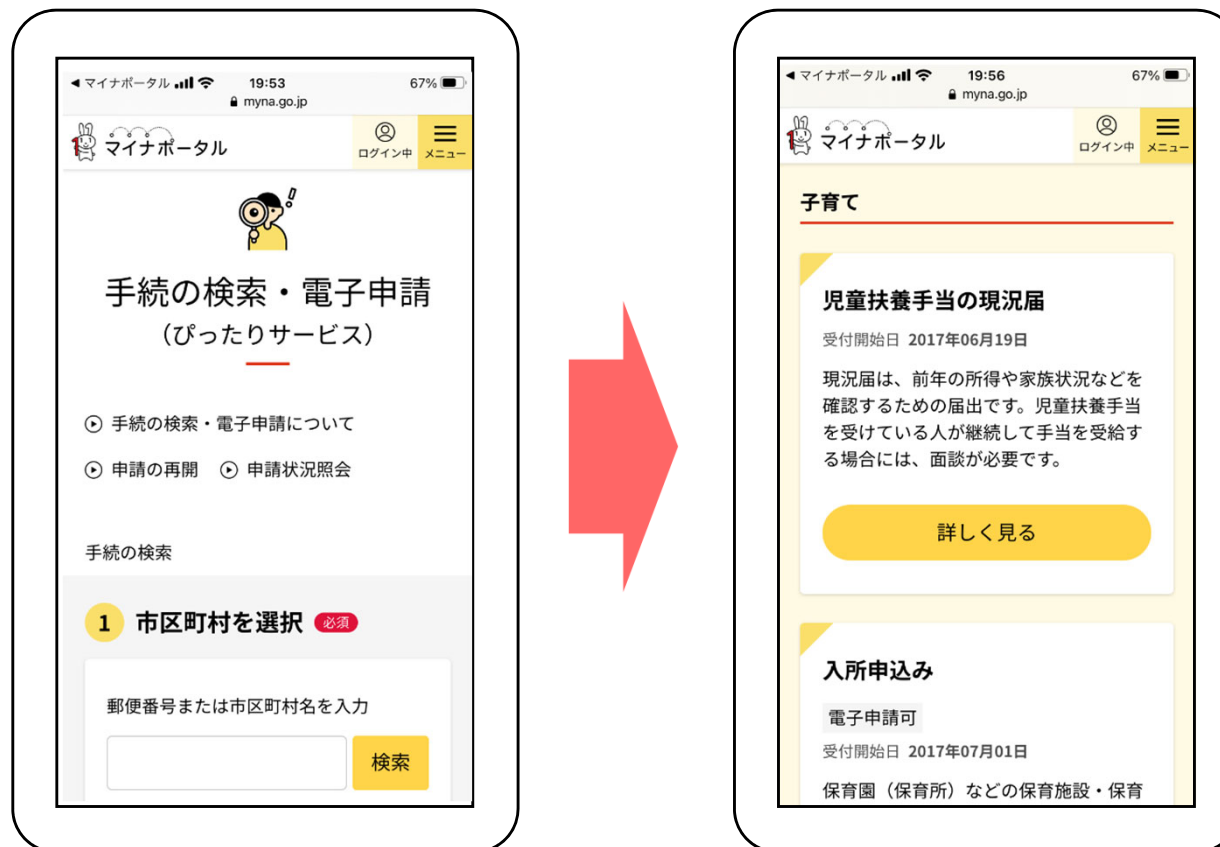
H31.3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。

今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続きに限らず、**市町村は、「様々な分野・手続き」のオンライン申請実現が可能。**

※ 市町村において手続きを登録することが必要（「子育て」については、R3.9月末時点で1,565団体(人口割合98.6%)が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、**R3.9月末時点で1014団体（人口割合79.2%）が対応し、電子申請が可能。**



地方の行政手続オンライン化について

○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（抜粋）

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

【取組方針】

①マイナポータルのUX・UIの抜本改善

（ケ）利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。



【国の主な支援策等】

- ・マイナポータルの全自治体接続環境（国による署名検証機能等）の構築【デジタル庁】
- ・マイナポータルのUX・UIの改善【デジタル庁】
- ・自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、市町村に提供【総務省】
- ・自治体内の接続等に係る財政措置（国費 1/2 249.9 億円 2022 年度まで）【総務省】

「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

マイナンバーカードの利用シーン拡大の取組（地方のオンライン化の推進）

- 利用シーンの抜本的拡大を目指し、デジタル庁と総務省を中心に、各省庁・自治体と連携し取り組む。
- 「共創プラットフォーム」等により、自治体の声を丁寧に聴き施策に反映し、また、好事例を把握して横展開を図る。

(1) オンライン申請における利用シーン拡大

① 引っ越し

転出届・転入予約届

令和4年度中 全自治体で可能に

😊 転出の際の出頭が、不要に！

😊 転入の際の手続が、スピーディに！

② 利便性向上31手続

子育て・介護・罹災証明の手続の申請等
令和4年度中 全自治体対応をめざす

😊 出頭不要・スマホでできる！

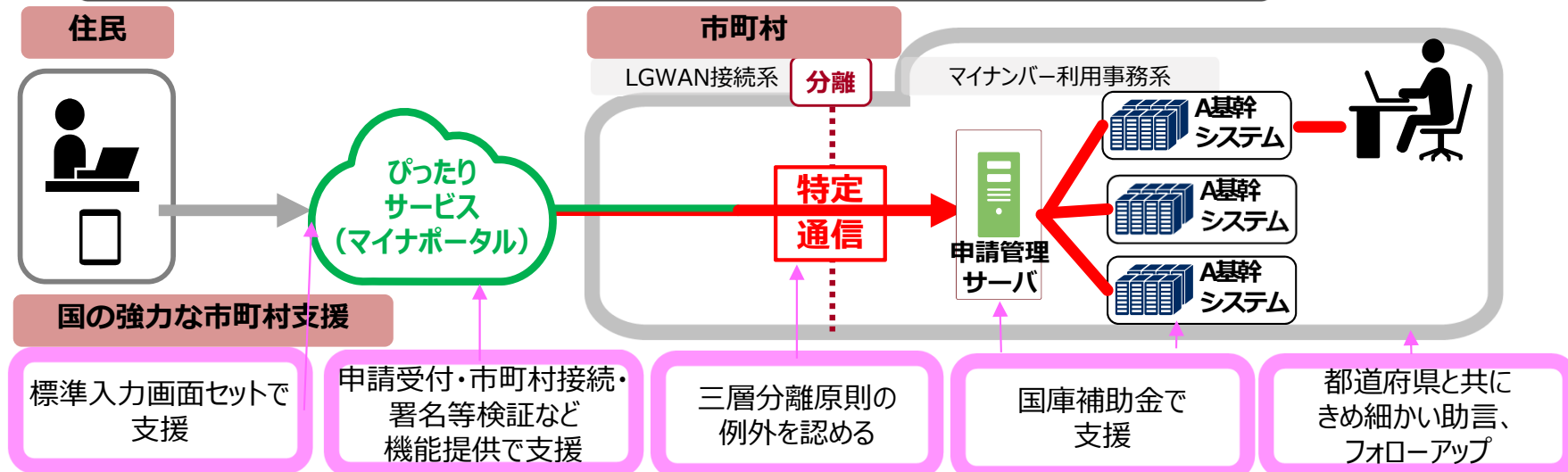
③ 年間10万件以上の手続

規制改革で洗い出された約40の手続
規制・厚労等と対応・スケジュール等を協議

😊 フロントからバックまで、デジタル完結も可能！

④ その他、様々な手続

マイナポータルで様々な手続の申請等の追加が可能



電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善

- 各地方公共団体では、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、子育て・介護・被災者支援等の主要手続については、関係省と連携して、標準様式をプリセットしています。標準様式を利用すれば、独自に申請様式を作成しなくても、電子申請サービスを開始できます。

【罹災証明書の発行申請の例】

プリセットされた標準様式を活用

(文言変更やデータ項目追加等の編集も可能)

[illegible]

※地方公共団体では以下の作業が不要になる。

① 紙様式（PDF等）読込

② 申請様式の作成

權災証明申請書	
年 月 日	
申請主住所	
申請主氏名	
備考	

[illegible]

掲載内容の確認後、申請ページを公開

要介護・要支援認定の申請 マイナンバーカード必須 電子申請可 受付開始日 2021年10月01日 要介護・要支援認定の申請を受け付けています。 詳しく見る		
高額介護（介護予防）サービス費の支給申請 マイナンバーカード必須 電子申請可 受付開始日 2021年10月01日 介護サービス費の自己負担額が一定の上限額を超えた場合「費用」の申請を受け付けています。 詳しく見る		被災原因 年 必須 年 月 必須 月 日 必須 日 罹災原因 必須
防災・被災者支援 【災害】罹災証明書の発行申請 マイナンバーカード必須 電子申請可 受付期間 2021年12月06日～2021年12月09日 災害による住家等の被害の程度を証明する罹災証明書を発行します。 詳しく見る	被災住家の所在地	郵便番号 必須 1000000 郵便番号から自動入力 都道府県 必須 東京都 市区町村 必須 千代田区 番地 必須 1-1-1

マイナポータル（ぴったりサービス）電子申請に係る標準様式のプリセット

○マイナポータル（ぴったりサービス）では関係府省と協力し、**子育て、介護、被災者支援**等の手続について、電子申請に係る**標準様式（※）のプリセット**を進めている。標準様式を活用することで、各自治体で独自に申請様式を作成することなく、電子申請サービスの提供が可能。

なお、各自治体で標準様式に項目等を追加するなど適宜編集して活用することも可能。

※現在、プリセット済の標準様式は、自治体業務システム標準化の検討に合わせて今後内容が変更になる可能性有。

令和3年度にプリセットを進めている手続

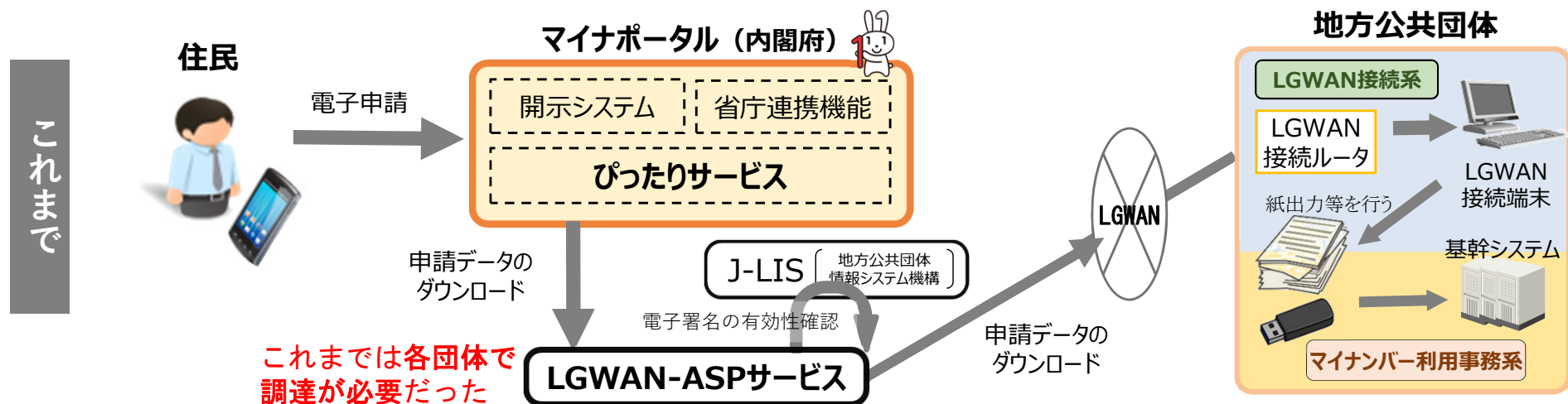
子育て	1	児童手当等の現況届	プリセット済 R3.6
	2	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	
	3	児童手当等の額の改定の請求及び届出	
	4	氏名変更／住所変更等の届出	プリセット済 R3.7
	5	受給事由消滅の届出	
	6	未支払の児童手当等の請求	
	7	児童手当等に係る寄附の申出	
	8	児童手当に係る寄附変更等の申出	
	9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
	10	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	
	11	支給認定の申請	プリセット済 R3.9
	12	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込	プリセット済 R3.10
	13	保育施設等の現況届	プリセット済 R3.7
	14	児童扶養手当の現況届	R4.3
	15	妊娠の届出	プリセット済 R3.6

令和2年度にプリセットした手続

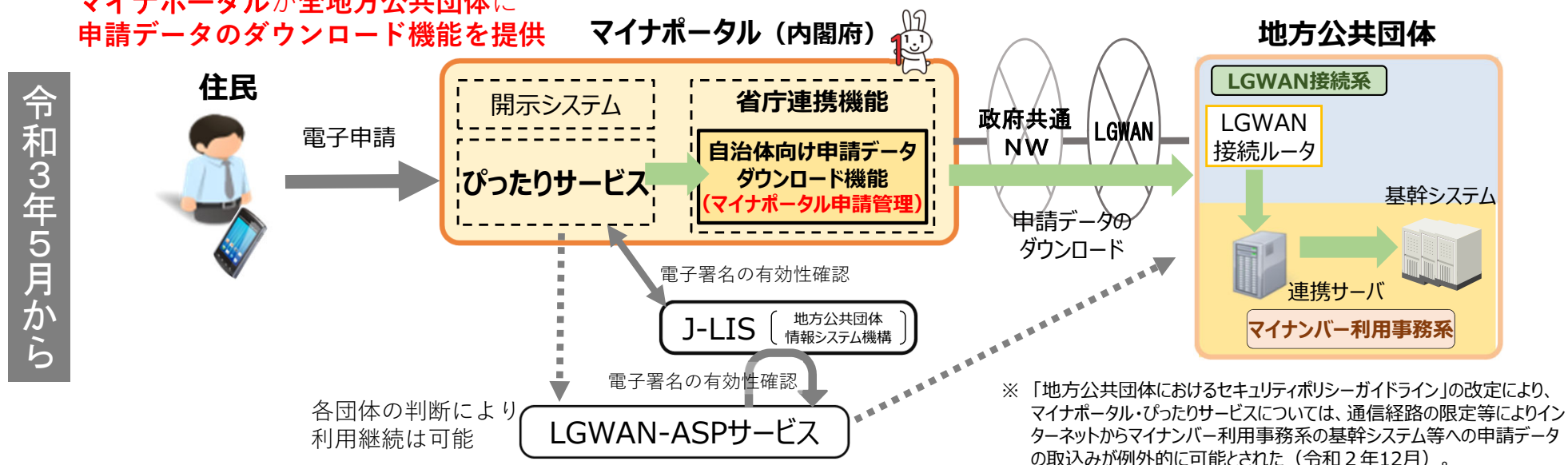
介護	1	要介護・要支援認定の申請	プリセット済 R2.12
	2	要介護・要支援認定の更新申請	
	3	要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請	
	4	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
	5	介護保険負担割合証の再交付申請	
	6	被保険者証の再交付申請	
	7	高額介護(予防)サービス費の支給申請	
	8	介護保険負担限度額認定申請	
	9	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
	10	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
	11	住所移転後の要介護・要支援認定申請	
被災者支援	12	罹災証明書の発行申請	プリセット済 R2.10

全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

- マイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、ぴったりサービスでの電子申請の受付ができるようにしました（令和3年5月）。



マイナポータルが全地方公共団体に
申請データのダウンロード機能を提供



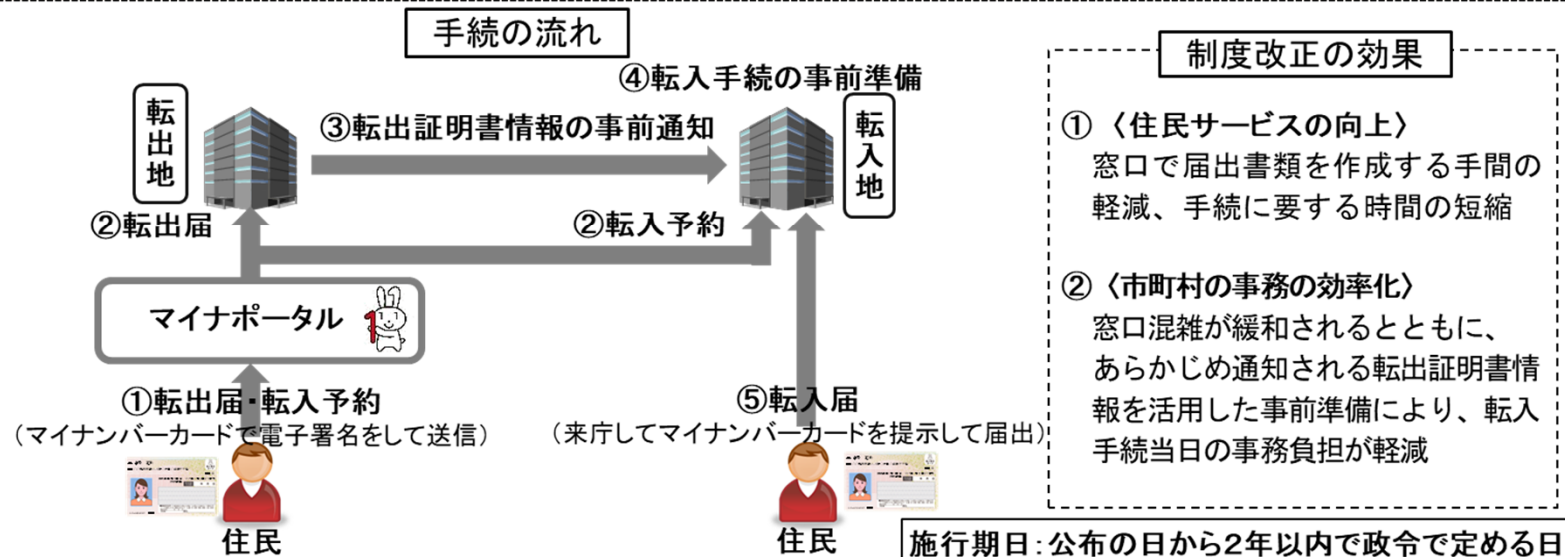
引越しワンストップサービス(自治体手続)の取組

令和4年度中に全自治体での転出・転入手続のオンライン・ワンストップ化

- 来庁せずにマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を可能に
- 転出証明書情報の事前通知による転入手続(※)の時間短縮化(今国会に住民基本台帳法を改正する法案(デジタル社会形成整備法案)を提出中) ※転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)
- 他の業務システムとの連携による転入手続時の届出書類の削減・待ち時間の縮減

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。



マイナポータルによる自己情報の開示（閲覧）の仕組み

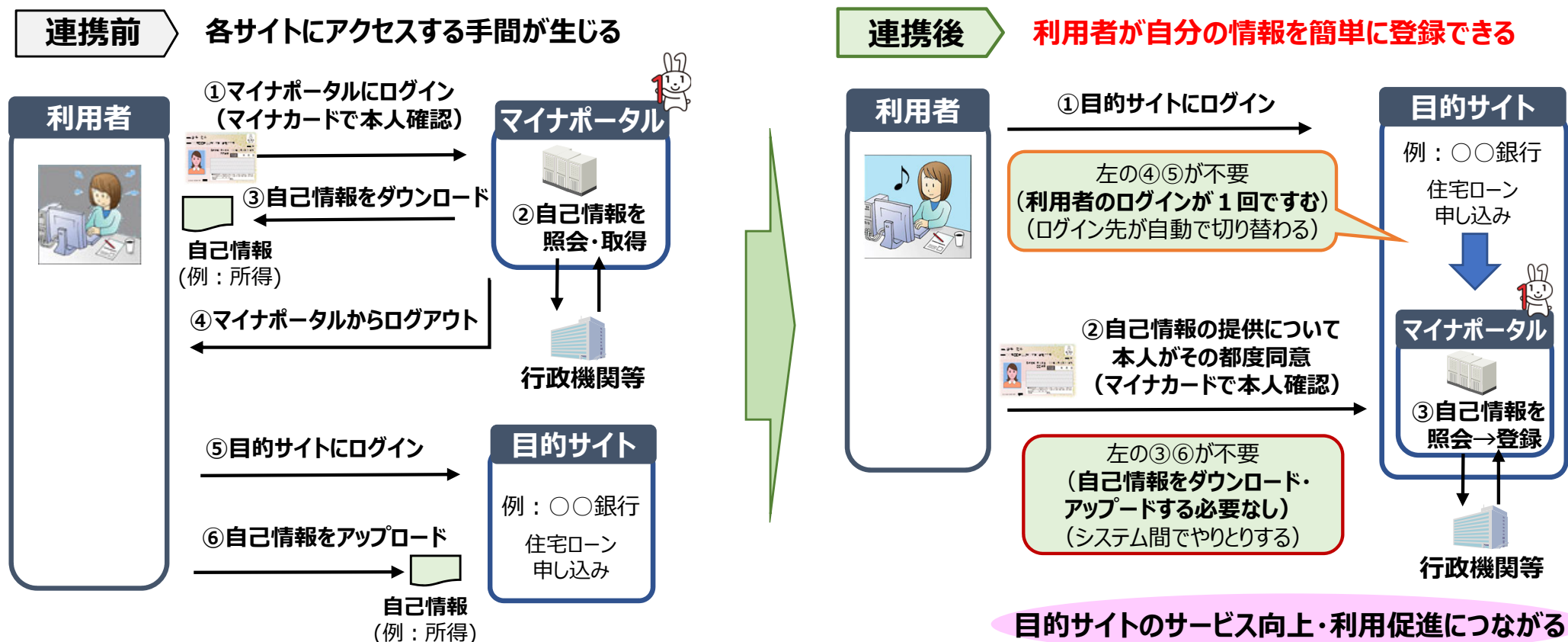
- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。



マイナポータルでの自己情報取得APIの仕組み

- マイナポータルでは、利用者が、民間や自治体等が提供するウェブサイトで、本人が同意した上で、行政機関等が保有する自分の情報を簡単に登録できるよう、システム間で連携する機能を提供しています。

※令和元年11月に、自治体・民間事業者に連携のためのシステム仕様を公開。API連携の受付開始。



※API(アプリケーション・プログラム・インターフェース)により、外部のウェブサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように連携

マイナポータルにより取得できる自己情報（主なもの）

○ 番号法に基づき行政機関等間で照会・提供する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

世帯	○世帯の属性の情報 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み
地方税	○住民税の所得情報、賦課年度
健康・医療	○医療保険の資格・給付情報（保険者名、資格適用開始日、保険料賦課、高額療養費限度額等） ○予防接種の情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） ○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） ※特定健診情報：令和3年10月（令和2年実施分以降） ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報：令和4年度に連携開始予定
子育て	○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等） ○母子保健法による妊娠の届出情報 ○高等学校等就学支援金に関する情報 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年2月から追加 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、保険料賦課、高額介護費等）
雇用・年金	○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 ○公的年金給付の支給に関する情報

ミライロの障害者手帳アプリとマイナポータル連携の仕組み

- 令和2年6月から、**ミライロの障害者手帳アプリ**と**マイナポータルとのシステム間連携**が開始。
- 障害者手帳アプリの利用者は、**自治体が管理する障害者手帳の情報**を、**マイナンバーカードで本人確認※**して取得し、**信頼性の高い情報として事業者に提示**できます。 ※マイナポータルの自己情報取得API機能を利用

スマートフォンを提示するだけで
素早く確認してもらえる



確認する点がすぐに分かる

マイナポータルで取得した
行政機関の情報なので、
より安心して確認できる

マイナポータルと連携すると
マイナちゃんが動いて
「連携済」と表示される



ミライロ

本人が同意・登録

マイナポータル

自分の障害者手帳
の情報を自治体に
照会・取得

地方公共団体

障害者手帳アプリとの情報連携の機能拡充

情報連携の稼働時間

平日 8 時～21 時、土日祝 8 時～17 時

連携する情報項目

身体障害者 手帳情報

- ・交付年月日、返還年月日、再交付年月日
- ・手帳番号
- ・障害等級
- ・障害認定日

精神障害者 保健福祉手帳情報

- ・交付年月日、返還年月日、再交付年月日
- ・手帳番号
- ・障害等級
- ・精神手帳有効期間終了年月日

① 令和3年9月から、**情報連携の稼働時間が24時間365日に拡充**

※8月22日から一部自治体で先行実施。9月19日から全自治体に適用

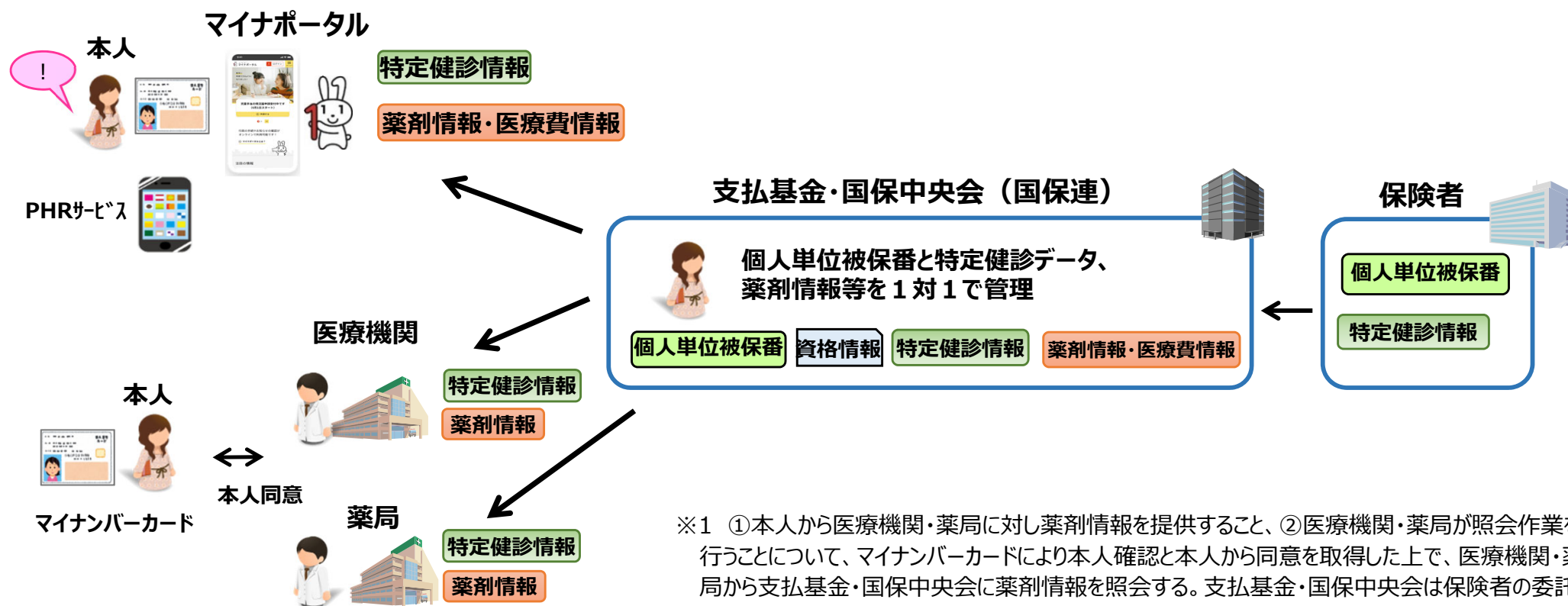
② 令和3年6月から、**乗車割引の区分（第1種 介護者も割引対象、第2種）も情報連携の項目に追加**

③ 令和4年2月から、**知的障害者の資格情報も取得が可能**

※デジタル改革関連法で、知的障害者の判定の情報をマイナンバー法の情報連携の項目に追加。令和4年2月から一部自治体で先行実施。6月から全自治体で適用。

薬剤情報、医療費情報、特定健診情報のマイナポータル、医療機関等での閲覧の仕組み

- 患者本人や医療機関・薬局では、特定健診情報や薬剤情報等の経年データの閲覧が可能になります。加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できます。

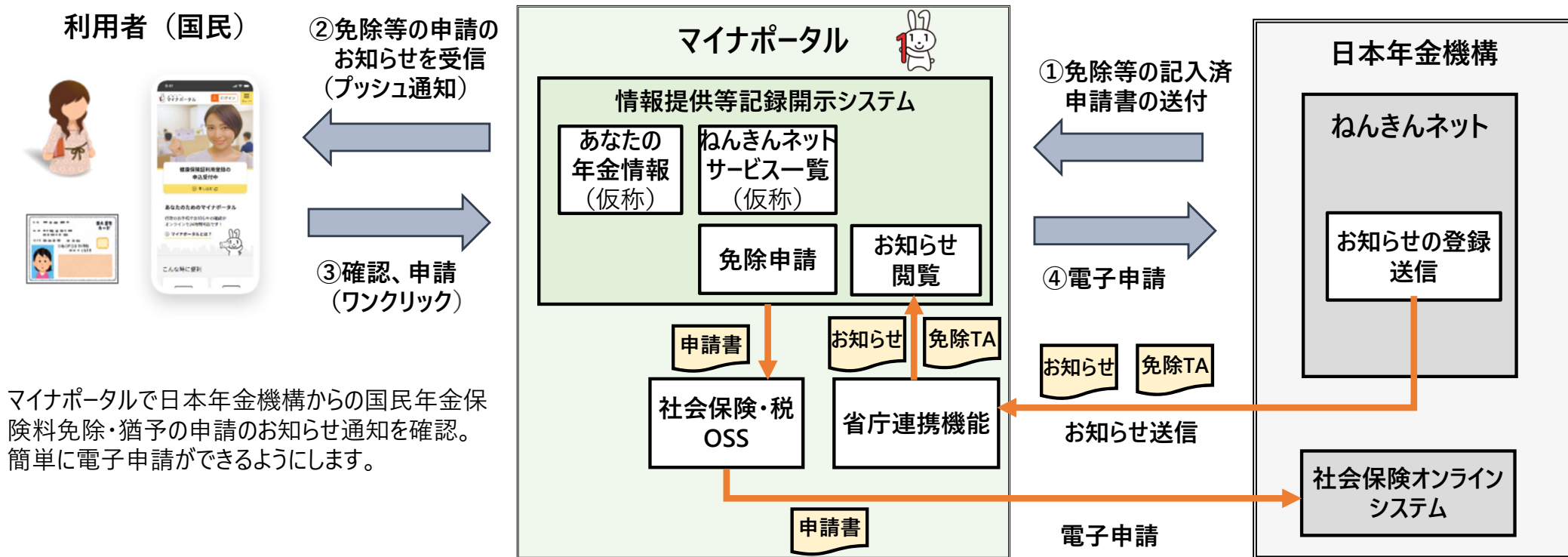


※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。

※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

国民年金保険料のワンクリック免除（イメージ）

- 国民年金保険料の免除・猶予の対象者に、申請事項が事前記入済の案内をマイナポータルからプッシュ通知し、オンラインで免除申請が簡単にできるようにします。
- 対象手続：国民年金保険料免除の申請（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、国民年金保険料納付猶予の申請
- ※ねんきんネットとの認証連携、社会保険・税オンラインワンストップサービスなど、既存の機能を活用。

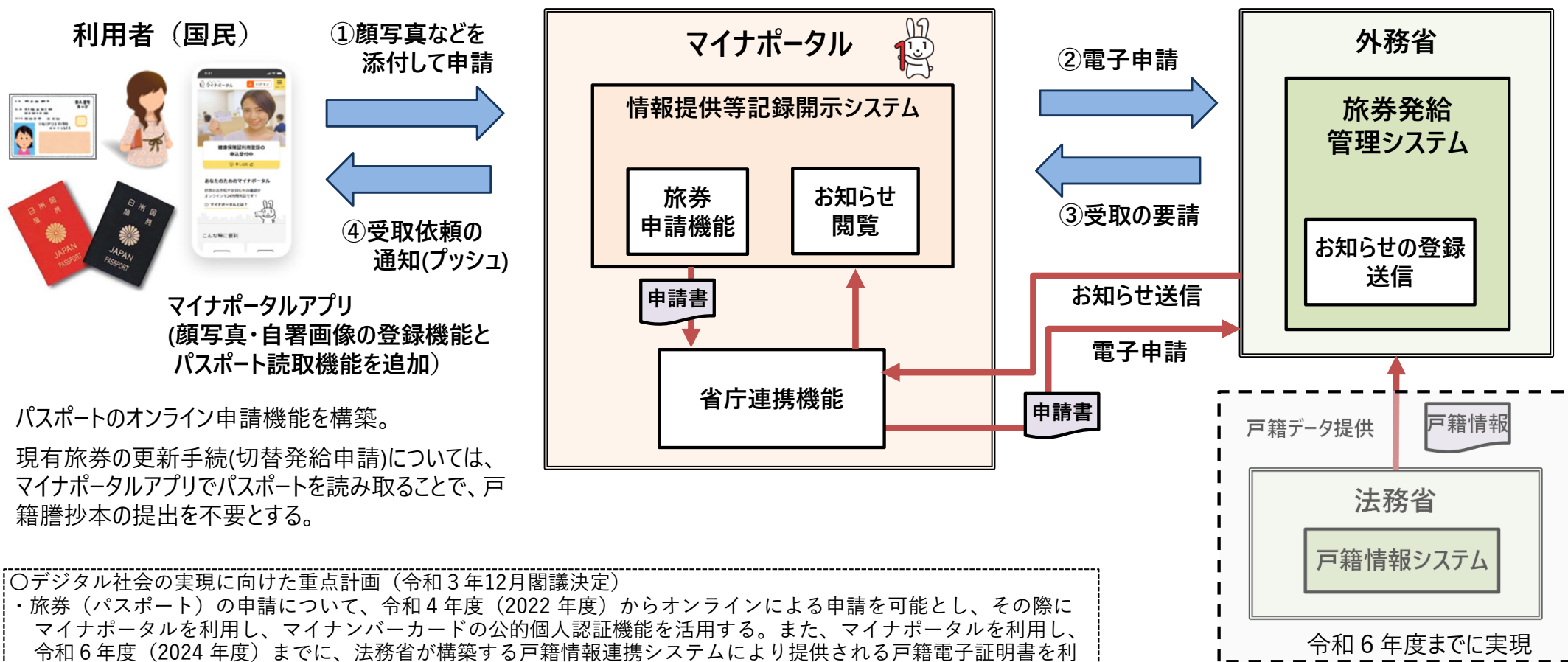


※対象者数：約200万人（再勧奨の送付を含めると約430万件）、現在の申請件数：約140万件

※免除TA（ターンアラウンド）
日本年金機構から送付する記入済申請書

旅券（パスポート）のオンライン申請機能（イメージ）

- 旅券(パスポート)のオンライン申請機能をマイナポータル上に構築します。
※新規発給申請の場合、戸籍謄抄本を窓口へ本人が来所して提出する必要。令和6年度までに法務省との戸籍データ連携で添付省略を実現予定。



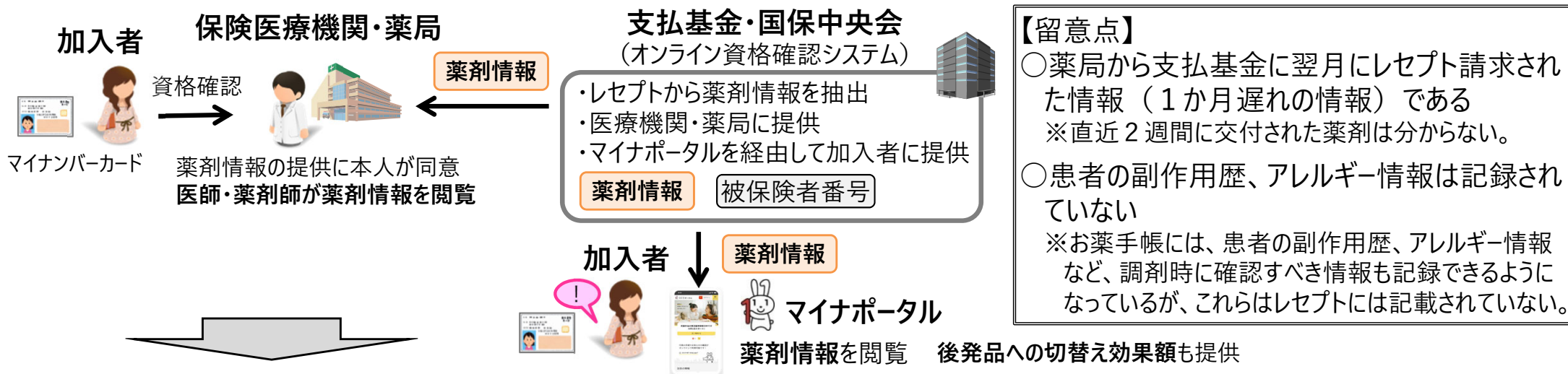
○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月閣議決定）

- ・旅券（パスポート）の申請について、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、令和6年度（2024年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。

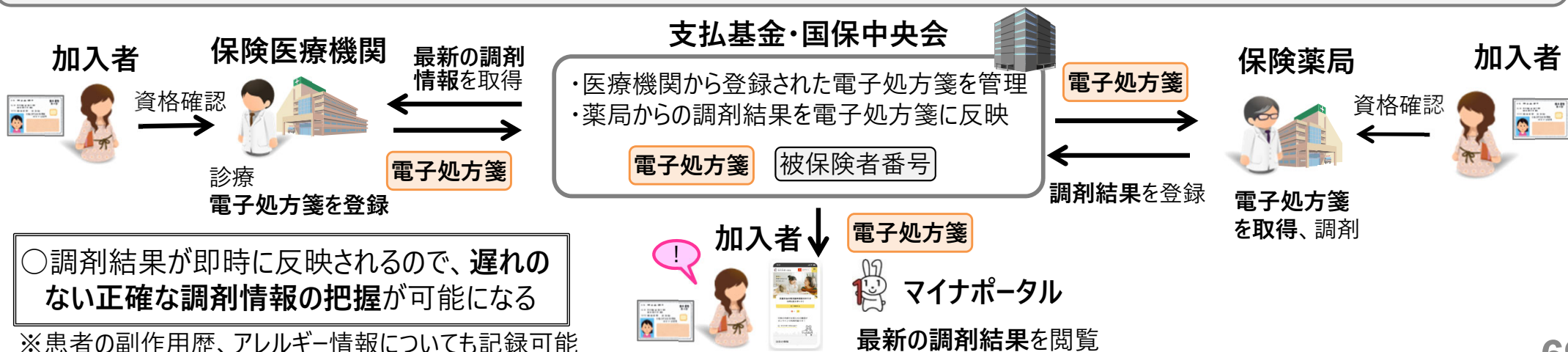
マイナポータルでの電子処方箋情報の閲覧（イメージ）

- 電子処方箋情報を医療機関・薬局に共有できるようにします。患者本人もマイナポータルで閲覧可能なサービスを提供します。

薬剤情報の医療機関・薬局での共有、マイナポータルでの閲覧（令和3年10月～実装済）

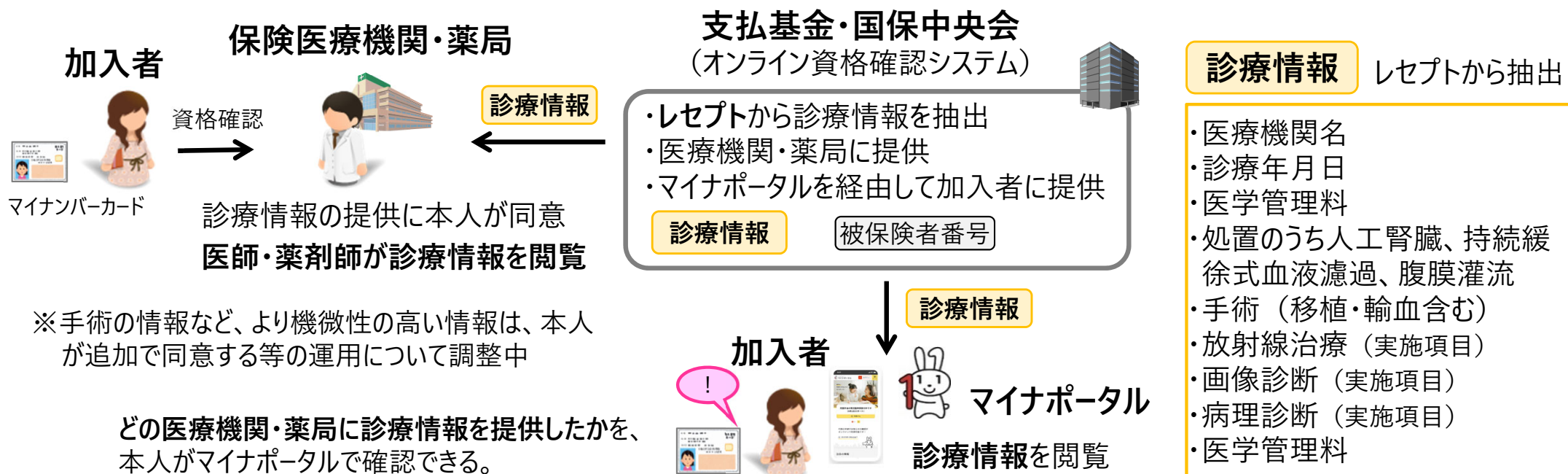


オンライン資格確認を活用した処方箋の電子化、マイナポータルでの閲覧（令和5年1月予定）



マイナポータルでの診療情報の閲覧（イメージ）

- レセプトから抽出した診療情報を医療機関・薬局に共有できるようにします。患者本人もマイナポータルで閲覧可能なサービスを提供します。



< 活用例と期待される効果 >

- 災害時に、別の医療機関で患者の情報を確認し、必要な治療を継続できる。
- 医療機関に救急搬送された患者の治療の際、手術や薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施できる。
- 複数医療機関を受診する患者について、情報を集約して把握できる。患者の総合的な把握が求められる、かかりつけ医の診療にも資する。
- 問診・治療経過の確認の負担軽減や、正確な把握につなげることができる。
※医師・薬剤師に共有できる「特定健診情報」にも、健診時の問診に利用した質問票の情報が入っている。

法人設立ワンストップサービス（2020年1月開始）

- 法人設立の手続きについて、2020年1月から、オンラインでまとめて手続きが可能になりました。
- ※ 2021年2月（目途）からは、法人設立登記も含めた全ての手続きが、ワンストップで可能になります。設立登記後の手続きで提出が求められる、登記事項証明書の添付も不要となります。

マイナンバーカードで、もっと簡単に、もっと身近に

法人設立関連手続きを オンラインで

— 法人登記後の手続きをワンストップで行えます —



オンラインで
できる！
来庁不要

ワンストップで
できる！
複数回の手続不要

いつでも
できる！
24時間 365日
手続可能

登記※1 国税 地方税 雇用保険 労働保険
年金 健康保険 に関する届出が1度でできる



申請する手続きが決まりの方
申請可能な手続一覧

法人登記がお済みでない方
開始までのフローチャート

申請済みの方
申請状況の確認

※1 2021年2月対応予定

[ワンストップサービスの対象手続]

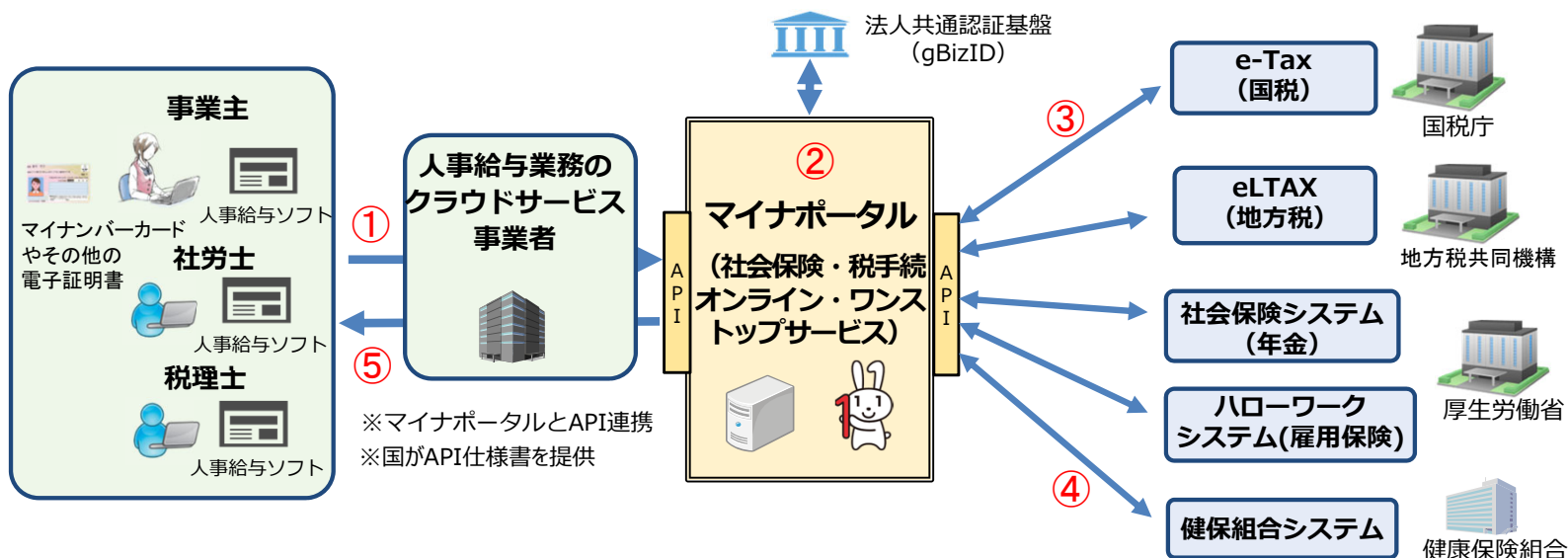
項番	提出先	手続名
1	法務省	定款認証の嘱託※1
2		設立登記申請書※1
3	国税庁	法人設立届出書
4		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
5		消費税の新設法人に該当する旨の届出書
6		青色申告の承認申請書
7		棚卸資産の評価方法の届出書
8		減価償却資産の償却方法の届出書
9		有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書
10		申告期限の延長の特例の申請書
11		消費税課税事業者選択届出書
12		消費税簡易課税制度選択届出書
13		消費税課税期間特例選択・変更届出書
14		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
15		電子申告・納税等開始届出書

項番	提出先	手続名
16	国税庁	消費税の特定新規設法人に該当する旨の届出書
17		事前確定届出給与に関する届出書（付表1）
18		事前確定届出給与に関する届出書（付表2）
19	都道府県 ／市区町村	事前確定届出給与に関する届出書（付表1・付表2）
20		法人設立・設置届出書（都道府県）
21		法人設立・設置届出書（市区町村）
22	厚生労働省 （年金局）	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書
23		事業所等新設申告書
24	厚生労働省 （徴収業務室）	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
25		労働保険保険関係成立（継続）
26		労働保険保険関係成立（継続）（労働基準監督署用）
27	厚生労働省 （職業安定局）	労働保険保険関係成立（継続）（公共職業安定所用）
28		雇用保険適用事業所設置届
29		雇用保険被保険者資格取得届

社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップサービスの開始（2020年11月）

- 企業が行う社会保険・税手続きについて、社会保険・税手続きオンライン・ワンストップサービス（マイナポータル）を利用して、複数手続きをまとめてオンラインで申請できます。

※ 事業主等は、マイナポータルとのAPI連携に対応した市販の人事給与ソフト、自社開発システムなどを利用することで、本サービスを利用できます（マイナポータルの画面は使わず、人事給与ソフトを利用した仕組みです）。



オンライン申請の流れ

- ① 事業主、社労士、税理士は、API対応の人事給与ソフトで、申請データを入力し、マイナポータルへ申請データを送信。
- ② マイナポータルでは、受け付けた申請データを、各申請先機関向けの申請データに変換。
- ③ マイナポータルから、各申請先機関へ、申請データを送信。
- ④ 各申請先機関は、マイナポータルへ申請状況を回答。
- ⑤ 事業主、社労士、税理士は、API対応の人事給与ソフトで、申請状況を確認。

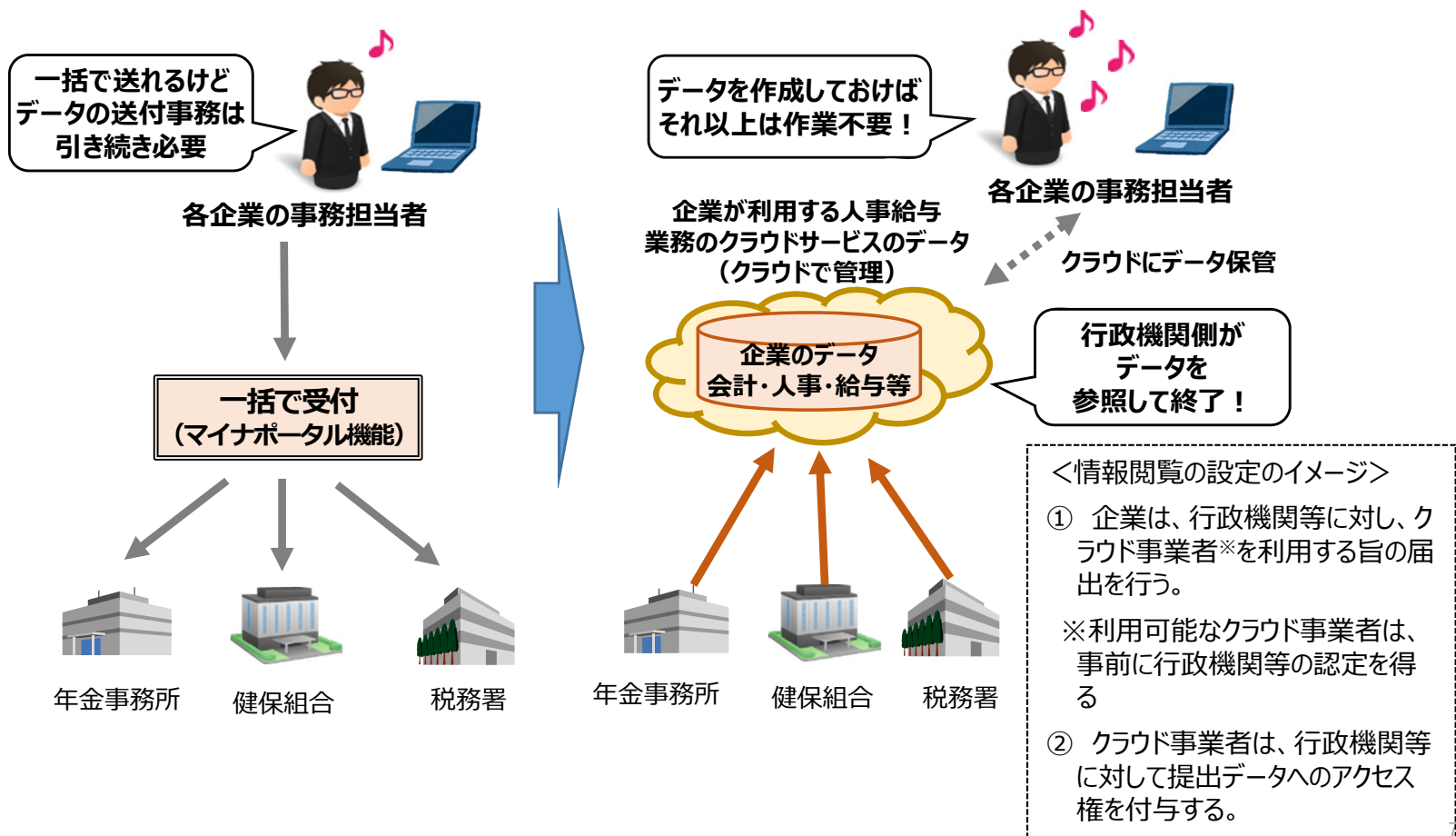
(※) 11月24日現在で、WorksHumanIntelligence、オービックビジネスコンサルタント、エムケイシステム、ユー・エス・イーの4社が提供するサービスで、健保組合手続から利用開始。12月以降、複数の事業者で、雇用保険関係、厚生年金関係のサービスの開始も予定されています。

企業からの社会保険・税手続きの提出を不要へ（クラウドを活用した新たな手続）

- クラウドを活用して、企業が保有する情報（データ）に対し、各行政機関が必要なタイミングで参照できるようにすることにより、現在の提出手続そのものを不要とする仕組みを導入予定です。

※法定調書の手続について令和3年度中に利用開始予定

法定調書：国税に関する法律に基づき事業者等が税務署長に提出する支払に関する調書



マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続きの簡便化について

令和2年10月以降、年末調整および確定申告手続きについて、マイナポータルの機能を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書へ自動入力することができるようになります。



Before

- ・控除証明書等の書面の収集・管理・提出が必要
- ・書面の控除証明書等を1件1件確認しながら記入・入力
- ・提出後に確認・検算等の作業が発生【年末調整手続きのみ】



After

- ・控除証明書等の書面の管理・保管が不要！データ提出でらくらく！
- ・取得したデータを使って申告書の所定の項目に自動入力！
- ・提出後の確認・検算等の作業が簡素化！【年末調整手続きのみ】



※年末調整については令和2年10月開始、確定申告については令和3年1月開始。

※利用の際には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータルとの連携に対応していることが必要。

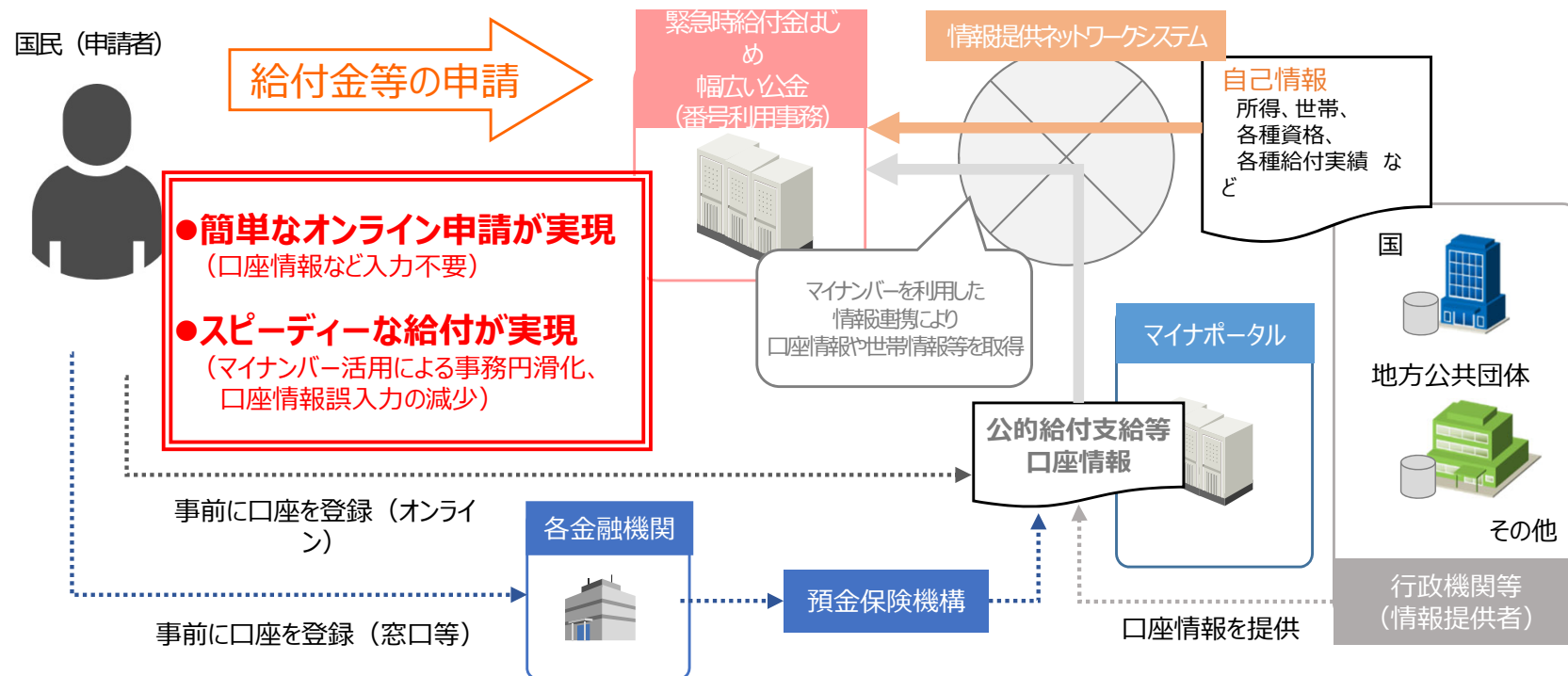
公的給付等払込口座の登録制度等の創設

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。
行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。

登録制度のイメージ

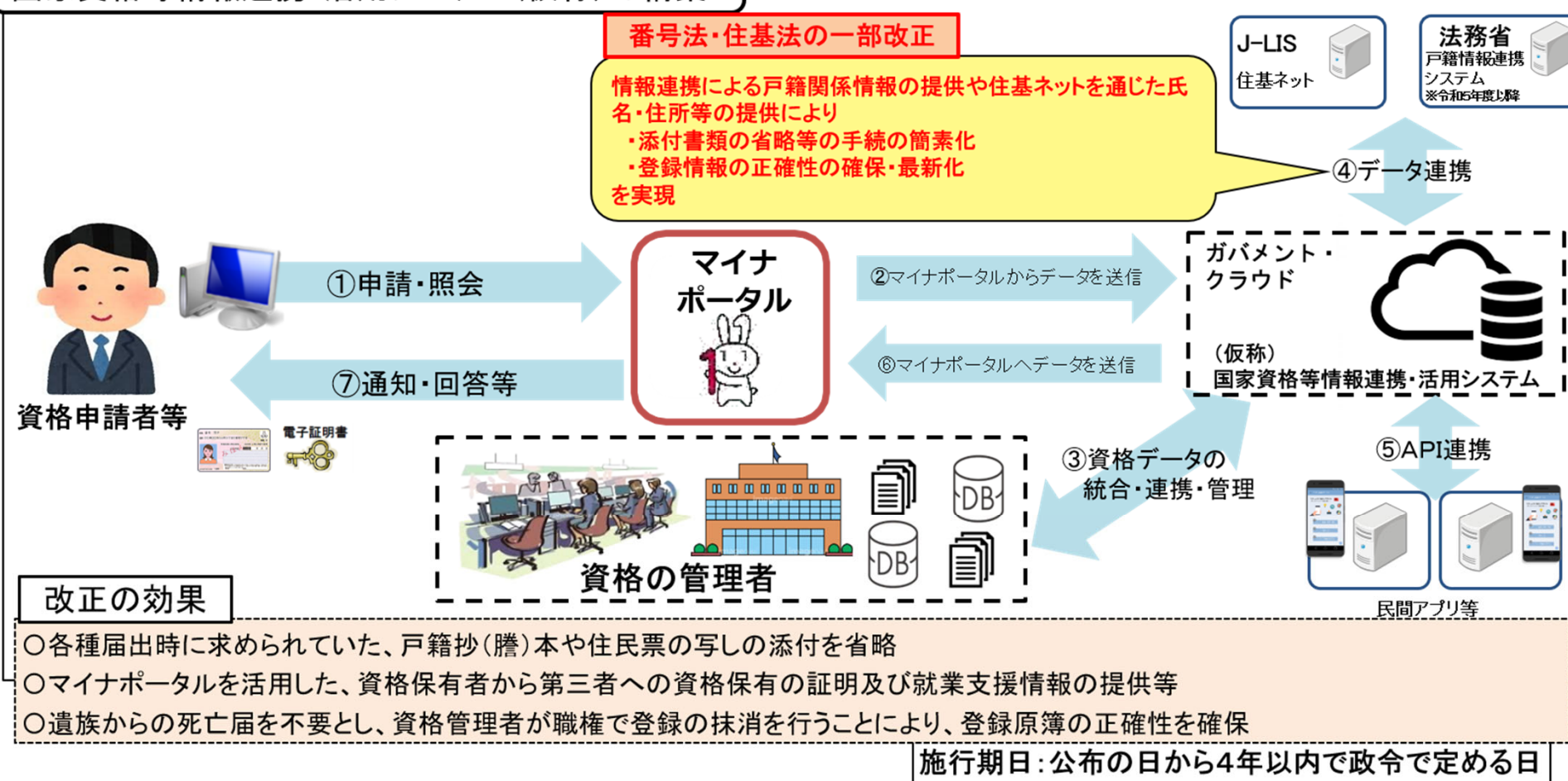


国家資格デジタル化

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- 昨年のデジタル改革関連法において、マイナンバー法等を改正し、税・社会保障に関する32の国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携が可能となった。
- 令和5年度までにデジタル庁において資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度に「国家資格等のデジタル化」を開始する。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



国家資格関係事務におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大（その2）

税・社会保障に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	㉐	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	㉑	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

国家資格等のデジタル化に関する取組状況

- 3年度に、各種免許・国家資格等の範囲について調査を実施。

国家資格保有者数等別の資格（10万人以上）の結果は、以下の通り。（※下線は、昨年にマイナンバー法改正措置済み）

【100万人以上】（14資格）

危険物取扱者（総）、無線従事者（総）、看護師（厚）※1、介護福祉士（厚）※1、栄養士（厚）※1、保育士（厚）※1、調理師（厚）、美容師（厚）、技能士（厚）、労働安全衛生法技能講習（厚）、労働安全衛生法免許（厚）、第1～2種電気工事士（経）※2、宅地建物取引士（国交）、小型船舶操縦（国交）

【50万人以上100万人未満】（8資格）

消防設備士（総）、工事担任者（総）、医師（厚）、保険医・保険薬剤師（厚）、介護支援専門員（厚）※1、理容師（厚）、監理技術者資格者証の交付を受けている者（国交）、測量士補（国交）

【10万人以上50万人未満】（24資格）

消防設備点検資格者（総）、歯科医師（厚）※1、薬剤師（厚）※1、保健師（厚）※1、助産師（厚）※1、理学療法士（厚）※1、臨床検査技師（厚）※1、歯科衛生士（厚）※1、歯科技工士（厚）※1、あん摩マッサージ指圧師（厚）※1、はり師（厚）※1、きゅう師（厚）※1、社会福祉士（厚）※1、管理栄養士（厚）※1、製菓衛生師（厚）、給水装置工事主任技術者（厚）、第1種～3種電気主任技術者（経）※2、認定電気工事従事者（経）※2、一級建築士（国交）、貨物自動車運送事業運行管理者（国交）、動力車操縦者（国交）、海技士（国交）、測量士（国交）、狩猟免許（環）

※1 税・社会保障関係32資格に含まれる資格

※2 資格交付者数

- なお、教員の資格については文部科学省審議会における個別の指摘あり。

中央教育審議会特別部会 審議まとめ（令和3年11月）

利用IDについては、（中略）教師の個人情報適切に取り扱われるよう、セキュリティの高いシステムとすることが求められることになる。現在は、デジタル庁が発足するなど、政府全体でデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた動きが加速している。本部会としては、そのような中で、今後、マイナンバーをはじめ、様々な政策分野のデータベースを連携させるようなIDの在り方が検討されることが期待されることから、政府全体の検討も見据えつつ、利用IDの在り方については、専門的・技術的な検討を進めていくことが必要である。

マイナポイント第2段

マイナポイント第2弾

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付 与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月頃 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	申込者数 約2,532万人	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード

- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用

- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座

- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付
金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給が受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律（令和3年5月）

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る